

R D問題周辺自治会連絡会説明会概要（緊急対策等）

日 時：平成21年11月2日（月） 19：30～22：20

場 所：栗東市役所 2階第一会議室

出席者：（滋賀県） 西嶋部長、上田室長、梶岡参事、井口副参事、卯田主幹、谷川副主幹、  
鵜飼副主幹

コンサル1名

（栗東市） 乾沢部長、竹内課長、今村室長、太田主幹

（県会議員）三浦、九里、木沢、生田、山田実、西川仁、西川敏輝、川島

（市会議員）太田浩美、山本章、國松清太郎、下田、林、井之口、北野、野村、高野

（地元住民）27名

（マスコミ）NHK、滋賀報知、毎日新聞、中日新聞

（全出席者 60名）

1．主な意見

（焼却炉解体撤去）

- ・コンクリート槽とか基礎とか撤去しないということは、下の灰とかそういうものはそのままにしておくということか。
- ・工事の実施状況、今後の予定等を写真入りで県のホームページに載せることはできるのか。
- ・環境測定箇所について、風の影響などあるが、我々が生活する上で安心できるような場所に設置してほしい。
- ・撤去するまでの過程で水洗浄でなく、例えば、ダイオキシンが飛散しないように壁にセメダインを吹き付け、粉塵を固め、壁ごと場外に搬出する等別の方法ではできないのか。

（覆土）

- ・覆土を土とするのなら、恒久対策で全部除去するという前提でないといけない。
- ・覆土したときに、後でそれが障害になって掘削できないということはないのか。
- ・安定型処分場を廃止するときも有害物がある場合は、覆土をしては駄目だと書いている。
- ・飛散防止のためにシートでやってもらえると判断している。それが、恒久対策に繋がると理解している。
- ・覆土が安いというきちとした証拠を出してほしい。
- ・雨水が浸透し地下水に入るのを防止するために緊急的にシートを被せてほしい。
- ・県は有害物を出さないから覆土をするという考えか。
- ・覆土工を土とするということに関しては了解しかねるので、覆土工をシートでしてほしいということを改めてお願いします。
- ・覆土の土が廃棄物と接触し汚染されたとわかったら、それを処理する費用がすごくかかるわけである。
- ・今の予算の中で、シートの素材をどのように選定したかを次回説明会で説明してほしい。

(水処理施設の下水道接続)

- ・水処理施設を通して下水道に流さなければならないのは、いかに元の汚染がきついかということである。本来、水処理施設を通した水は、しっかりした水処理施設であれば、公共用水域に放流できるものである。

(その他)

- ・県案である原位置浄化策をやる場合でも、処分場内に特定有害廃棄物が入っていたらできないとなっている。
- ・覆土でごたごた言ってる段階じゃない。中の有害廃棄物を早く出しなさい。それが根本的な対策工である。
- ・有害物の状況は、RD社からの聞き取り調査である程度わかっているのではないか。
- ・聞き取り調査によるとドラム缶が相当入っている。どこを掘って調べてもらうかということも今後していかなければならない。

## 2. 協議概要

住民：時間もまいりましたのでこれから県との話し合いを進めさせていただきます。今日は緊急対策について詳細説明、よろしくお願いします。

部長：どうもみなさん、こんばんわ。琵琶湖環境部長の西嶋でございます。今晚はみなさん大変お忙しいところ、またお疲れのところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。昨日と打って変わって大変寒くなってまいりました。お互いに風邪をひかないでしっかり頑張っていきたいと思えます。

本日は、本年度実施しようとしております『焼却炉の撤去』等の緊急対策につきまして、それを中心に説明をさせていただきます、みなさまのご意見をいただきたいと考えております。この緊急対策につきましては、この7月には詳細設計の業務委託を発注いたしまして、その詳細設計における検討事項につきましてさる9月4日になりますけれども周辺自治会連絡会のみなさん方に説明をさせていただきます、いろんなみなさん方の積極的なご意見をお伺いした上で、それはまたその設計業務に活かしてまいりたい、ということで、あらかじめの、色々なご意見をお聞き取りさせていただいたところであります。

その後、県のほうで詳細設計を進めまして、『焼却施設解体撤去』に関しまして言えば、ほぼまとまってまいりましたことから、お約束どおり『焼却施設解体撤去』につきましての設計検討結果を中心に、本日は説明をさせていただきますと存じます。

また、緊急覆土等、他の設計検討の状況につきましても、現在までの検討を簡単にご説明させていただいて、またみなさまのご意見を賜ってまいりたい、と存じます。

本日、この当連絡会のみなさんへのご説明を行い、ご意見を伺った後に、隣接の自治会のみなさんに対しまして説明をさせていただきます、まずは『焼却施設の解体撤去工事』着手に向けた作業に入ってまいりたいと考えております。『焼却施設の撤去』が円滑に進みますよう、どうかみなさま方のご協力をよろしくお願いします。

それでは私のやつは以上といたしまして、引き続き本日の一番目の議題であります『緊急対策詳細設計について』、その内の『焼却施設撤去詳細設計』から順次ご説明を申し上げたいと思えます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

副参事：すいません。最終処分場特別対策室の井口と申します。

そうしましたら、今お手元に資料お配りしてると思えますけれども、これに従いまして説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

1番の両括弧1の『焼却施設撤去詳細設計』ということでございますけれども、これについては、今、部長申しましたようにほぼできましたので、これの概要と申しますか説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、2ページはこの5月29日の合同説明会にもお配りしましたけれども、あの時の緊急対策等の、説明するための平面図でございます。このうちの焼却施設の撤去について、今日は説明させていただく、ということでございます。

次に3ページのほういきまして、3ページから最後の8ページまでが焼却施設の撤去の詳細設計に関します資料でございます。とりあえず今、焼却施設の詳細設計ができま

して、これからですけども、それで説明さしていただいて、やるということになれば設計積算になってくるというのがありまして、それから実際に工事をやる業者を決めまして、工事に入っていく、ということになりますので、設計の段階では仕様ですね、工事をやるのに県として、これだけは絶対に決めておかないとだめ、縛っておかないとだめ、ということについて検討して、結果を出しておりますので、具体的にどうするかという点については、実際に工事をする業者が決まらないと申し上げられないところがありますので、ある意味若干歯がゆいところがあるかもしれませんが説明させていただきます。あとまた、もし、細かいところでご質問いただきましたら、説明できる範囲になりますけども、お答えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず一番の『撤去対象施設の概要』ということでございますけども、みなさんご存じのように南側焼却炉と東側焼却炉の二つの焼却炉でございます。

二番目の『撤去工事の目的』でございますけども、今回『緊急対策工事』ということでございますので、老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシンの飛散防止ということで、倒壊によるダイオキシン類の飛散を防止するということを目的に行います。

それに基づいて、撤去する範囲、三番目に決めておるわけですけども、巻末といたしますのが一番最後 8 ページでございますけども、ここでちょっと着色しておりますけども、ピンク色の部分と青色の部分がございます。その赤色の部分を撤去をしまして、青色の部分は今回は工事では残るということになります。要はコンクリートの基礎部分は残る、と。あとの金属部分については、老朽化して腐蝕してたりして非常に危ない状態になっておりますので、これはやっぱり今年度撤去さしていただきたいというふうに考えております。

戻っていただきまして、3 ページの四番の『撤去工事の基本方針』ということですけども、の安全の確保。当然のことでございますけども、この廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱というのがございますんで、これを流用いたしまして安全確保に努める、と。その他の法令、安全関係法令を遵守して、安全確保に努めるということでございます。の周辺環境への配慮ということで、この辺ももっと具体的なところは実際の工事業者さん、工事業者が施工計画を作って行く中で詰めていくことになりますけども、ここ今回ウチのほうで仕様として示そうと考えておりますのがここに書いてありますようなことでございます、作業時間は原則午前 8 時から午後 5 時までと、仮囲いをして粉塵の飛散、振動騒音の防止等を行う、と。また、解体に使用する重機類は極力低騒音型のものを使用する。三つ目のポツですけども、工事前、工事中、工事後に敷地境界付近や工事作業場内においてダイオキシン類の濃度測定を行う。最後のポツですけども、工事車両の通行に際しては安全運転を遵守するとともに、施設周辺の要所に交通整備員を配置し地元車両の最優先を徹底する。以上のような、当然のことでございますけども周辺環境に留意して工事を進めたい、というような仕様を決めております。の透明性の確保ですけども、施工方法を環境調査等の箇所、調査結果等につきましては、地元住民のみなさまには適宜公表する、ということで、ホームページで公開する、あるいは必要に応じて紙ベースでの情報提供するというようなことも含めまして、十分にみなさんに情報公開してやりたいというふうに考えております。

めくっていただきまして 4 ページでございますけども、これ参考と書いてます、一般的な今回のような焼却施設の解体撤去の場合の標準的な工事の流れというのをお示し

せていただいています。これは前回9月4日の説明会でもこれと似たようなのを示しておりますけども、それを基本的に同じようなものでございます。工事の業者が決まりましたら具体計画準備届出というのをやるということで、労働基準監督署のほうに届出を行います。この右横に「工事前環境測定（標準砂）」と書いておりますけども、これは今の焼却炉の周りにダイオキシンで汚染されていない砂を配置しまして、それが工事やってもダイオキシンが飛散するようなことがあったらその砂がダイオキシンで汚染される、ということになりますので、最初汚染されていない砂を配置してやって、工事の後もう一回砂をダイオキシン類の分析をして、確かにダイオキシン類がないというのを確認して飛散がないことを確認するために、まず汚染されていない砂をここで置くという意味でございます。

三つ目のハコですけども、「作業員の特別教育」ということで、ダイオキシン類の解体とかするのに4時間くらいの、その作業に従事する作業員は4時間くらいの特別教育を行うこと、ということが定められておりますので、そのような教育を行ってから現場のほうに入ってもらおう、ということになります。これからが現場での実際の作業になるわけですけども、工事着手しまして、この一点破線で囲ってところが現地での実際の工事作業ということになります。まずは【準備工事】ということで、（管理区分に応じた区画養生等設置）と。ちょっとわかりにくい書き方でございますけども、要はダイオキシン類が飛散したりする危険度に応じて全体を囲むとか、それに合わせた養生と言いますけども工事の現場での安全の確保するための措置を講じまして、講じるということです。そしてまた（モニタリング設備の設置）あとでまた申し上げますけども、ダイオキシンとか粉塵とか騒音振動とかというような管理系の機器の設置を行うということでございます。次のハコが、実際ダイオキシン類関係の作業を行う部分でして、まず【除染工事】と書いてあります。これは汚染を除くということで『除染』と呼んでおりますけども、それを行うということで、具体的には焼却炉の中に付いておりますダイオキシンを高圧洗浄等によって取ってやるということです。これはまた後で詳しく説明させていただきます。その次の破線のハコで「ダイオキシン類確認（レベル1）」とありますけども、ここで、確かにダイオキシン類が取り除かれたというような確認を行うということでございます。その次の「解体管理区域再設定」とありますけども、これはここで今取り除かれたことが確認されて、もう一回取り除かれた状態で汚染の程度に応じた区域を定めるというようなプロセスが、ここで「再生」ということで書いております。そうしまして、その養生なり準備が整いましたら、いよいよ設備の解体工事ということで、ここで解体を行うということになります。この中に「サンプリング調査」というふうに書いてありますけども、確かにダイオキシンが除かれた、と、今の一部サンプル取ってやってダイオキシンの濃度確認するというようなことをやります。それから、左の枠の外に「工事中の作業環境測定・工事中の周辺環境調査」というのが書いてありますけども、これも周辺の振動騒音ですとか粉塵等の測定を行って、安全の確認を行う。もし何か異常な値が出るようでしたら、直ちに対応してということになります。これで解体が終わりますと、次のハコで【廃棄物の集積・検査】ということで廃棄物の、解体した廃棄物の状況を確認しまして、次に分別排出ということで、それぞれのものなりあるいはその内容に応じた処分の仕方をするということになります。これが終わりますと解体自体が終わったということになりますので、その後【復旧工事】ということで（資材搬出、整地、

片付け)ということを行いまして、それで完了ということになります。

それで、今回の工事のほうで、具体的については先ほどから申してますけども、業者決まってからということになりますけども、基本的にこういう流れが標準的な流れということで、これに準じる形で具体的な施工計画を立てていくということになります。

次、5ページでございますけども、『解体時における安全対策について』ということで、これも事例の写真を使いまして、イメージしやすいように写真を入れて資料を作っております。まずの「汚染の拡散防止対策」ということで、まず『粉塵』でございますけども、これは解体する施設全体をシート等で覆って養生する、ということで、今回ですと多分ふたつ焼却炉がございますので、それぞれの施設を囲ってやって、囲ってやるということです。その写真の下のポツで「送風機を設置し、養生した内部を常に負圧に保ちます。」と。負圧といいますのは、周りの大気の圧力よりも低くするというので、下にちょっと絵が書いておりますけども、中の空気を吸うてやることによって外より中の圧力をこうして低くしてやると、中で作業中粉塵が、ダイオキシン含んだ粉塵が発生するわけですけども、それが外へ飛ばないようにしますので、そういう状態を作り出してやる、と。そしてそこで吸い取った空気に含まれるダイオキシンを含んだ粉塵については集塵機で集めて、その集塵機の中で粉塵を除去してきれいな状態にして外へ出す、というようなやり方で、ここにダイオキシンを閉じこめた形で作業を進める、ということになります。

次に両括弧の「汚染水」でありますけども、これは養生した内部の土間、コンクリート等で覆い、地下へ汚染浸透を防ぐということと、周囲には立ち上がりをつけてU字溝を付けるということで、要は、下部分にはコンクリート等で浸み込まないようにして、周りについてはコンクリートの立ち上がり壁みたいなのを設けて、大きな、何て言いますかね、水槽みたい感じですか、で囲ってしまって、これ基本的に洗浄は水を使うわけですけども、その水が外へ出て行かない、いう形でやるということです。

この次の三つ目のポツですけども、「除染後の汚染水は1箇所に集め、ポンプで吸引し、仮設の水処理施設で浄化処理します。」ということで、実際高圧洗浄してやりますと、この水にダイオキシン類を含んだものが混じるわけですけども、その混じって汚れた水は水処理施設できれいにしてやって、もう一回循環利用する、ということになります。ずっとその作業を続けていくとだんだんと汚染されたもんが溜まってきて、あと循環された水があるということで、その下の両括弧3の「汚染物」ですけども、終わりました出てきた汚染物についてはドラム缶等に保管して産業廃棄物として適切に処理するということになります。それからあとひとつ循環利用してた水のうち最後に残る、余剰水って書いてますけども、循環利用してた水ですけども、これについても産業廃棄物として適切に処理するというので、洗浄して出てきた粉塵等の汚染物の水については産業廃棄物として外へ出して処理するというのでございます。

次に裏行きますけども6ページでございます。「除染」というところで、汚染を除くための作業ですけども、「ダイオキシン類が付着している部分については、解体前に超高压水による洗浄を行う。」というところで、基本的にはこの超高压水による洗浄、水で洗い流すというか削り取るみたいな、すごい高压ですんで削り取るような形になるんですけども、そんな形で洗浄を行ういうことを基本に考えております。それでも、水で落ちない部分については、「サンドブラスト」と書いてますけども、細かい砂を吹き付けて、こ

れも削り取る形になりますけども、サンドペーパーをかけるような形かと思えますけども、そういう形で削り取る。あるいは薬品なんかを使って化学的に取るとか、そういうようなやり方をその場においた適切な方法でダイオキシン類を取り除くということを考えております。その下に写真がありますけども、これ実際、高圧水で洗浄しているところの写真でございます。その下に除染例の1と2ということでありまして、ダイオキシン類が確かに取れた、ということについては基本的には目視になります。作業員の方がそれなりに経験なりを積まれてる方がすることになります。金属類については基本的にきれいな金属面が出てくれば「取れた」というふうに確認できることになります。あと、そうでないレンガ系のものとか判りにくいものについては、さっきもありましたけどもサンプルを取ったりして分析をして、確かにダイオキシン類がない、いう確認を取る、いう工程を行うことになります。

の「養生内への立ち入り」いうことですが、ここはこの写真にもありますような『クリーンルーム』と呼んでますけども、その中で作業をして出るときはそこで、そこから粉塵とかダイオキシンを含んだ物が外へ出ないようにここで衣服を着たり脱いだり、あるいは粉塵を飛ばしたりとかいうことをして、外へ出さないというような措置を講じます。

以上が『解体撤去』のザクツとした流れでございます、7ページでございますけども『工程案』、あくまで案でございますけども、ここが工事のほうにこれから、できたら早く設計・積算・入札に入らしていただいて、12月には着手できたらな、と思えます。それでいまして、なんとか3月に終わりたいな、いうふうに考えております。この備考のところ「2施設同時に撤去工事を行う場合」書いております。これは南側焼却炉と東側焼却炉を同時に作業をした場合にこういう工程や、ということで、実際業者が決まらないと言えないところがあるんですけども、これ書いてますのはかなりきつい工程でございます、今のところなんとか年度内に終わりたいと思っておりますけども、最短でなんとかここで終わりたいということで、今は進めたいというふうに考えているということでございます。

最後に七番目の「解体撤去に伴う環境調査について」ということですが、ここには「定期測定」というのと「日常測定」というのを書かしていただいておりますけども、上の「定期測定」につきましては、「総粉じん量」、「ダイオキシン類」、「浮遊粒子状物質」これを車の排気ガスなんかで名前を聞くとするんですけども、その辺を測る。「測定場所」の「工事区画」と書いておりますのは、RDの処分場全体ではなくてもう少し限定された区域ですね、焼却施設にもう少し近い範囲を作業環境の人がいますんでその人が、区画を定めてどの辺で測るかというあたりを決めますんで、それによってこれらの物質を測る、ということで、一週間に一回あるいは月に一回測るということで考えております。あと日常的な測定でございますけども、これについては「騒音・振動」、「浮遊粉じん」、「風向風速」、「温度・湿度」について連続的に測るということでございます。ここに『ダイオキシン類』という名前がないわけなんですけども、ダイオキシン類は分析するにはある程度時間がかかります。それでまず最初にこの粉じんの量とダイオキシンの量を両方測ってやって、粉じんの量がこれくらいやったらダイオキシンの量はこれくらいやな、というような相関関係といたしまして、どういう関係にあるのかということをおそらく明らかにおきまして、日常測定で浮遊粉じんの量を測って

やると、それからダイオキシンの量が推定できるということで、これによって連続的にダイオキシン類の量も推定できるということで、こういうような形で測定して管理をしていくということで考えております。

以上が焼却施設の撤去の詳細設計に関する説明でございます。

そうしましたら、一回ここで切らしていただいて、ご質問なりを受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

住民：ありがとうございます。それでは、焼却施設に関しましての詳細設計、質疑応答に入りたいと思います。何かございましたらよろしくお願いします。

住民：ページ 3 ページの 4 番、撤去工事における基本方針の中での、透明性の確保というところですけども、施工方法、環境調査等箇所、調査結果について、地元住民の皆さんに適宜公表いたしますと書いて下さっているんですけども、この、解体撤去していただくのに 3 ヶ月くらい掛かる予定だということで、この日にこういう調査をしてみるとかしましたとか、あと、今日はこの部分の工事をしたということを県のホームページに載せていただいて、写真入りで情報開示していただくというようなことをしていただくことは出来るんでしょうか。

副参事：ちょっとまだ業者が決まってないんで細かいことまでは言えないんですけども、ふつうの土木工事でも、それはちょっとホームページでないですけど、現場の外で一般の人が見られる所に今日の作業予定とか、そういうなものを明示しているやつもありますので、ちょっとどこまで出来るかというのがありますけれども、出来るだけその時その時に何をしているとか、これから何をやるかとか、というようなあたりについては皆さんにお知らせ出来るようにしていきたいということで考えております。それで、あとですね、現地の見学とかですけども、見学自体は可能かと思えますけども、さっきの説明で出てきましたシートで囲まれた中ですね、焼却施設を囲む形になりますけども、その中に入って見るとかというようなことはちょっと出来ないかなと思います。見ていただくんですと、あらかじめ言っていたら、現場の中で説明さしていただくということになるかと思えます。

住民：ありがとうございます。もう一点、7 ページの 7 の解体撤去に伴う環境調査についてのところで、この調査の概要の方なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですけども、ハイボリウムエアサンプラーという測定方法とこのローボリウムエアサンプラーという方法がふたつあって、これ空気というか、空気の中にどれだけ含まれているかを測定するような測定方法の名称というように解釈させていただいたらいいたか。

副参事：器械の名称でして、空気を吸い込んで、そこにフィルターが付いてますんで、そこにくっついた粉じんなりの量を測るということで、ハイボリウムと書いてあるのはたくさん空気を吸います。ローボリウムというのはその数十分の一ですけども、空気を吸うようで、目的に合わせて使い分けるということで、ダイオキシン類についてはハイ



ポリウムエアサンプラーを使いなさいということになってますので、それで測定するということになります。

住民：粉じん量に関しては一週間に一回、4地点で測るということですね。ダイオキシン類に関しては、1ヶ月に一回、1地点で測るということなんですね。まあ、3ヶ月掛かるから毎月1回ずつ測って3回、3ヶ月掛かるとすれば3回というように解釈させていただいたら良いんですか。

副参事：はい。

住民：ありがとうございます。

住民：4ページの(参考)工事の流れの中で、右側の工事前環境測定のところ、標準砂、砂をまくという説明がありましたんですが、これは、面積どれくらいで、厚さどのくらいの砂をまかれるのですか。

副参事：ちょっと、細かい所まで聞いてないんですけど、まくというよりは、まくのではなくて、そのまま混ざらない状態で置くという感じです。

住民：何かものに入れて。

副参事：まあ、そういう形やと思います。

住民：わかりました。

副参事：他と混じってしまいますとそこの影響を受けてしまいますので、もう明らかにダイオキシン類が無いというやつをそこに置いてやるという形かと。

住民：周辺にまくというのではない。

副参事：ではないですね。

住民：悪くいえば入替が出来るということですね。

副参事：入替ではなくて、

住民：いやいや、そういう意味や無いです。いいです。

住民：いいですか。3ページの3番ですけども、コンクリート槽とか基礎とか撤去しませんと書いてますが、これはどういうことですか。撤去しないということは、下の灰とかそういうのはそのまましておくことですか。

副参事：今回の緊急工事ではそのままということです。今まだ最終的にどういう対策を講じるかというのが決まってない状態ですので、今回については、この目的の所書いてますけども、主として金属部分について倒壊のおそれがある危険があるので、その部分についてはたちまち除けなあかんということで、撤去するというので、そのほかの部分については、今回の緊急対策ではやらないということで、その後、絶対除けないのかというあたりについては今後の抜本対策をどうしていくかというような議論の中で決まってくることになります。

住民：ということは、次の4ページですけども、下から3行の整地って書いてますね、復旧工事の中に整地。その整地って、この場合どうするのですか。こういう基礎部が残った場合の整地というのは、どういう整地ですか。

副参事：ここで書いてますのは、周り、いろいろ重機とか資材とかが入って荒れますので均すというくらいの意味でこれは書いております。

住民：ということは、水槽とかはそのまま残っている。その水槽はそのまま残しておくということ、そうか埋めてしまうということですか。

副主幹：そのままです。

住民：もう一つは、今現在ドラム缶が積まれてますね。あれはどうされるんですか。

副主幹：除けます。

住民：除ける。場外撤去？

副主幹：今、ドラム缶と言いますと、灰が入っているドラム缶ですね。あれは場外に。

住民：場外にですね。

住民：よろしいですか。今、話ありました、ピット槽はそうすると、そのままということは、水が、また雨降ったら溜まってきますよね。水抜きとかそういう加工もなにも無しでそのままですか。

副主幹：そのままです。水抜きをするとまた下に水が入るので、そういうこともあれされますので、とりあえずきれいに洗った状態で、そのまま置いておくということで、落ちるとあかんで、フェンスというかバリケードなんかを置いておいてそのままにしておく。仮に恒久対策で撤去する必要があるのであれば撤去する形になりますけども、今の緊急対策についてはそのままにしておいて、もし雨が降れば入ってくる可能性もございます。そういう形になります。

住民：ちょっとよろしい。今の質問に関連することですけども、この解体するとき、これ5ページの一番上に写真が載ってますけども、シートで全体囲うわけですよ。いわゆる金属部分は撤去して、コンクリートはそのままにという。その撤去した後、このシートは外されるんですか。そのままですか。囲っているシート。

副参事：外すことになります。

住民：ということは、このコンクリートにね、金属部分を外したときのダイオキシンというのは付着しないものなんですか。

副参事：このシート自体も汚れを落として、ちょっと私ども細かいところまであれですけども、シートの汚れを落として、そうすると下のコンクリートのところに汚れたのがきたらそこも洗ってやってという形ですべて水に混ぜて回収するような形になるかと思えます。

住民：いや、なるかと思えますじゃ駄目。そういうようにする。それと後、今説明されたね、それはあなたの思いでしょ。

副参事：ここに書いているのを素直に読んでいただきますと、除染、中にあるダイオキシン類で汚染されたものはすべて取ってやって、汚れたものと、汚れた水に分けて処分するということです。それが出来た段階では当然シートと残るコンクリートについてはダイオキシン類は付いていない形にするということです。

住民：今のシートの関係ですけども、防液堤、いわゆる立ち上げて書いてますよね、この部分でね。その絵がちょっとおかしいですよ。養生のシートですよ、養生といたらね。養生シートが外側に書いてますよね。普通はこれ中に入れるべきですよ。当然。これは絵がちょっとおかしいね。これ中に入れやなあかんわね、当然。だけどそれは、隙間から漏れますよね。私ら、アスベストやらの除去もやっぱり工事としてやることもあるんですよ。県の職員の方々が来て指導されます。こんなやり方したら怒られます。考えてください。

副参事：はい、わかりました。

住民：それと、この工事の進行状況をですね、それを県のホームページで住民というか、いわゆる・・・、県民も全部だと思ってるんですけども、公開するということですよ。ホームページだけですか。先ほど何か工事の、実際の工事現場のところに本日の予定とかそういう形とホームページだけですか。

副参事：その辺、具体的なところは、また住民さんと話しさしていただいてということになるかと思えますけども、今考えられるのだと、今おっしゃった二つと、あと自治会に

何かの形で、紙のものを配らせていただくとか、そういうなものが考えられるかと思いますが、その辺、工事業者が決まってから詰めさせていただきたいと思います。

住民：それは別途住民との話し合いですね。

副参事：それは、また実際、施工計画、この辺の仕様に基づいてもっと具体的なやつを工事業者が決めますので、その段階でもう一回地元説明会をさせていただきますので、それがちょっと前になるか後になるかわかりませんが、どういう形で情報公開、情報提供させていただくかというあたりは協議させていただくという形になるかと思います。

住民：3ページ、4番、4の 周辺環境への配慮の中で、ひとつ。工事前、工事中、工事後に敷地境界付近や工事作業場内等において、ダイオキシン類等の濃度測定を行いますということなんですけども、具体的にちょっと教えて、ダイオキシン類の測定と言っているのがあると思うんですが、敷地境界付近とか作業場内とかいう話になってますけども、もう少し詳しく。

副参事：ちょっとね、私もこれ以上言えないんですけども、作業環境測定士という方がおられまして、そういう資格を持った人が具体的にこの場所、風向とかいろいろ考えて、こういうような位置でこういう測定をやるのが一番作業環境を把握する、管理するのに良からうということで決めて、それで測定の計画を立てますので、ちょっとそれによって、ちょっと私もそういう専門ではございませんので、ここに書いている以上のことは申し上げられないので、ちょっと申し訳ございません。

住民：今のことにしてよろしい。■さん、よろしい。これ、どうもね、3番に書いてあるのは、工事前、工事中、工事後のダイオキシン類の濃度測定と言うとね、今現状のものを調べるかのように聞こえるんですけども、何か次のページでいくと、砂をまいて、それをすると。それは同じことですか。同じことを書いているのですか。それとも全然別のことなんですか。

副参事：この前のページについては、空気中のダイオキシン類の濃度を、

住民：ちょっと待って、3番は空気中のダイオキシン類の濃度。空気中ですか。

副参事：空気中になります。粉じんとかに含まれている濃度になるかと思いますが、

住民：ということは、工事前やったら何も出てない状態で調べてるという、そういう意味ですか。

副参事：そういうことですね。何も無いというか、作業始まる前の状態ですから、そういうことになるかと思います。

住民：一般の空気吸ってきて、それで調べると、ダイオキシン、有害なもの入ってるか調べると、そういうことですか。

副参事：そういうことです。もっと、この場合はあれかもわかりませんが、もっと別の、もっと悪い環境でダイオキシン類が、まあ、粉じんが多いような環境の中でしたら、工事する前からある程度の観測されている場合もあるかと思imasるので、その辺、やる前にどれくらいあって、工事中、もし増えたらそれは工事の影響やということがわかりますし、その辺、工事の影響かというのが明らかにさせるために、工事前どうやとこのを確認するということです。

住民：結果はどれくらいで出るのですか。ダイオキシン類の濃度測定した後の結果はどれくらいで出るのですか。

副参事：結果はやっぱり1、2ヶ月かかります。

住民：それくらい掛かるわけですか。てことは、調べて、何もわからずにもう工事に入ってしまうわけですね。

副参事：今の焼却炉についてはこれまでの調査で調べたやつもありますので、その辺を使わせてもらうことになろうと思imasけども。

住民：空気で調べたなんて、今までデータありましたっけ。そんなん今まで聞いたことないですよ。灰は調べたようなのは聞きましたけど、そんな空気ありましたっけ。そんなん僕は聞いたことないですよ。どっちにしたってこれ結果出るのは事後になるわけですね、全部。

副参事：確かに、ダイオキシン類測定するのに時間掛かりますけども、さっきも言いましたけども、日常管理は基本的に粉じんを測ってやりますんで、それやるまでに、ダイオキシン類と粉じんと関係がわかってないとあかんで、そういうダイオキシン類が発生するような作業をやる前には、粉じんとダイオキシン類の量がわかるようなデータを出しておくということになりますので、

住民：それはどういうようにして、出すんですか。そのデータはどうやって出すんですか。

副参事：粉じんの量を測り、ダイオキシン類の分析をしということで、そこでは当然ダイオキシン類の分析の時間は必要ということになります。

住民：それこそ、前のデータの灰の調べたやつでわかるとかね、なんぼ入っているかわかっている。濃度が出るんだから一緒にしょ。

副参事：細かいところまでお答えできなくて申し訳ないんですけども、空気中の粉じん量

と空気中のダイオキシン類の量が両方わかってあったらそれが使えると思いますけども、無ければ測っても当然無いです。

住民：何 ppm くらい入ってるのはわかっているのやから、当然わかりますよね、比率は。粉じんとダイオキシンの関係は出ますよね。炉の中まで調べましたよね。

副参事：炉の中はあれですけども、

住民：粉じんが飛ぶと言えはそういうことですよ。中の灰が飛ぶということですよ。

副参事：まあ、そういうことですね。おっしゃること、よくわかります。結局粉じんの中に含まれるダイオキシン類の量ですので、重さなり量がわかったら、ダイオキシン類の量がわかるということに確かになります。

住民：前のそのデータを使うということですね。

副参事：ちょっと、申し訳ございません。その辺、もう一回確認させて下さい。

室長：      さんの心配いただいているのは、工事中にダイオキシン類が外に飛ばないかという心配をしてもらってるんですね。

住民：書かれて、書かれているから、さもね、安心できるかと思うんですけど、実際はこれ、全部事後になってしまって、そのやっているときの本当のデータというのは刻一はみんなにわからないわけですよ。

室長：それで、その心配の元というのは、外に出ているかどうかという心配ですね。

住民：まあ、それもあります。

室長：そういうことで、ダイオキシン類の分析というのはどうしても1ヶ月掛かるので、それを即時にするというのは不可能な話やし、心配の元とすれば、作業中に外に出ないかというようなことについてきっちりとまた説明をさせていただかないかんなど。出ないから、境界付近やらで調べようとしているわけで、そこら辺、

住民：だから、何を基にするかによってね、実際あとが全く変わってきたものになってしまうということを僕は聞いている。

室長：覆いを掛けてしまって、ダイオキシン類の粉じんを防止するという、ひとつの大きな方針があって、その中で、もっと心配されますのでね、そこら辺、もうちょっときっちりと、工事やる前に、理解してもらおうように。

住民：それ、調査するのに、どこの調査機関に出しても1ヶ月掛かるものなんですか。だから、今の話だと、例えば、工事前に測るというか、測定するでしょ。実際工事がかかりますよね。その間に飛散するかということをお心配するわけですよ。それから工事にかかり出して、あるいはもう少ししてから調査に出すわけですよ。てことは、それから1ヶ月後ですよ、その結果がわかるの。でも、その1ヶ月は既に工事が進んだらでしょ。

副主幹：ちょっとすいません。確かに分析するには、確かに時間を要します。ただ、先ほど、こちらの方、井口が申しましたけども、ダイオキシン類の量と粉じんの量というのは相関関係にあります。だから、ダイオキシン類を推定するためには、粉じん量と相関関係にありますので、粉じん量を定期的に測っていくということになります。だから、ある程度、その工事前なり、あるいは今の焼却炉の中での部分で粉じん等に対するダイオキシン類の量がわかっておりますので、それで推定して、今のダイオキシン類の毒性なり、これくらいの粉じん量だったらこれくらいのダイオキシンの量があるという相関関係の中で、今のダイオキシンの濃度を推定していくという形になります。だから、全然わからないというわけじゃなくて、あくまでも今の日常管理、工事は入ってからのその粉じん量に対してどれだけのダイオキシン類の濃度がどれだけあるのかということはずぐにわかりませんが、粉じん量に対して、これだけの粉じん量であればダイオキシン類の濃度はこれだけだということになりますので、要は工事中においても常時粉じん量を監視をしておれば、ダイオキシン類の濃度が基準を超えているか超えてないかということが把握していけるという、あくまでも推定ですけども、今のデータ、推定ですけども、そういったことで管理をしていくということになります。

住民：その粉じん量に関しては、どのくらいで結果が出るんですか。

副主幹：粉じんは、出ます。

住民：即座に出ますよね。

副主幹：この資料の7ページになりますけども、ここでも、日常測定という形で粉じんの自動測定をする形になってます。だから、ここでもわかりますし、定期的に粉じん量を測るようにしておりますので、そこでわかってくる。

住民：それで、測っている最中にもう即出ると、いう装置ですか。それとも、何日か経たないとわからんという装置なんですか。どちらですか。

副主幹：この自動の測定器になると思うんですけども、異常値とか発生したら警告ランプとかそういったことを組み入れるとかいうことで、そういうことで考えておりますけども、ただ、ダイオキシン類の濃度がなんぼとか、そういったモニターっていうか、出ないので、粉じん量として出ますんで。

住民：その数値はすぐ出るんですか。

参事：粉じん量としてはデジタルですんですぐ出ます。

住民：今のよく似たことでよろしいですか。今おっしゃられている5ページのところの表なんですけど、これは全部、囲いの中なんですか、箇所。何カ所か測定場所というのは中ですか。

副主幹：測定箇所ですが、工事区画と書いてますけども、基本的には敷地境界のところで作るのが通常の測定方法なんです。ただ、この今の敷地っていうのが4ha、5haくらいある、広いRDの土地ですんで、そこで測ってしまうことが果たしていいのかどうか。粉じんですので遠く離れるほど濃度が薄く拡散されて薄くなりますので、どうなのかというのを内部でもしゃべってました。ただ、2基がたまたま近くにありますので、1基、2基の中で、工事区域として、工事で使用する土地を工事区画として、その工事区画の周辺というか、工事区画の境界線で測ります。敷地境界よりも中側の工事で使用する区域の外側で測ろうということで今考えております。

住民：これは工事によって、どこを飛んで行ってる影響があるか無いかということを知りたいわけですね。

副主幹：そうです。

住民：これは工事にかかっている人の分でないわけですね。そうすると、先ほどちょっと風の向きだとかいろんな、ということ言われましたけども、高台といいましょうか、ちょっと高いところですね、工事するところ。あまり、近い方がいいのか、遠くの方がいいのかということもありますね。測る箇所がどこがいいかということが出てきますんですね。例えば、住宅の中の方がいいのか、風がどうなのかとかありますけど、そういうようなところで既にもうだいたい決めておられるのかね。要は我々自身があそこのところ測ってもらったらこれで生活するときに安心、安心って安心はしないんですけど、まあそれが参考になることでないと、せっかくされたことがあんまり参考にならんようだったらもったいないですね。

副主幹：今、4点、基本的には4点を考えてます。4点っていうのは四方のところについて測っていこうというところを考えてますし、住宅のところを測るというのもまずひとつあるんですけども、ただ、一番近いところで、直近のところを測るというのが一番望ましいんじゃないか。特に粉じんとか出るところ、発散する箇所が一箇所ですので、そこから拡散するという中では一番その、遠くに離れるほど粉じんとかそういったものは拡散する可能性がありますので、今言わせてもらったところで、工事区画の中、四方で測るのが一番望ましいということで、今は考えております。

住民：私は必ずしも住宅を測って下さいという意味を言ったわけじゃなくって、どこがいいかということを検討しておられるんでしょうかということ聞いてたわけで。もう一つ



すいません。ついでに、もうついでですから、あくまでも工事の影響があるかないかということですね。ということは現在のことがまず一番知りたいわけですね。現在どうなのか。空気は汚れているのか汚れてないのか。それが基本ですわね。だったら何もこれ12月に待たなくっても今調べてもいいわけですね。現在の空気はどんな状況なのか。そしたら1ヶ月経っても工事にかかる前に現在の状況がというのがわかるんじゃないでしょうか。そして工事中にどうなったかという、それはちょっとその部分遅れるかもわかりませんが、そういうこと、ちょっと素人考えなんですけれども、現在と工事の影響がどうだということを知りたいということじゃないのかなと思うんですけど、ちょっと私の質問、間違っていたら言ってください。

副主幹：おっしゃられていること、非常によくわかるんですけど、今現在どうなのかということも、おっしゃられているとおりですけども、基本的には今現在というか、申し訳ないのですが、この工事に関して申し上げているので、現在のところを言われると非常に辛いところがあります。今現在どうなのかということも、この着手前にも工事施工前の分としてサンプリングなりすることとなりますので、若干、工事着手前、今測れと言われてもなかなか、そういう段取りをこちら準備してませんから何とも言えないんですけども、今工事の中でですと工事着手前に測るのが通常今まで出とる、今まで出とるかどうかわかりませんが、今まで通常の大気の状態とさせていただいたらいんじゃないかというふうに思います。ちょっと答えになっているかわかりませんが、

住民：すいませんね。工事中のダイオキシンの飛散なんかについてやっていただいているんですけど、処分場に焼却炉の位置しますところですね、あれがかなり偏ってます。住宅地に、民家に近い方に偏ってますから、その宅地民家、そういう方面の対策どうやって思っているんですか。

副参事：対策としては基本的にダイオキシン類の含んだものは外へは一切、飛ばさない、出さないということでやります。あとはそれを確認するための環境モニタリングとかがどうやということですけども、ちょっとこうやというのは申し上げられないんですけども、当然、人家の張り付き具合ですとか、あの処分場の中での焼却施設の位置を考えてどこで測定するのが一番実際の影響を一番よく把握できるかということを考えて場所を選ぶということで、

住民：その場所はどこなんですか。

副参事：ちょっと、今は申し上げられない。それはさっき、はがゆいと思うんですけど、工事の業者が決まってから決めるということになります。

室長：すいません。■さんのおっしゃるようになりますね、上向自治会にも近し、また風向きによっては北尾団地の方にもいきますし、工事業者も決まることも大事ですけど、またそこら辺は上向自治会さん、それから北尾団地自治会さん、そこら辺にお伺いしなが

ら、全体のこともやっぱりありますのでね、そこら辺はやっぱり安心してもらうために  
つくる確認ですので、そこら辺は十分相談させてもらいたいと思います。それと説明を  
もう一回、5ページの方で、まず今、井口も申し上げましたけど、粉じんについては全  
体を覆ってですね、そして減圧して、外に流れないよということで、まあ出さないとい  
う考え方でやってます。その意味でそういう中でもう一度周辺を観るということなので、  
確認していくということですので、それはやっぱりまたお伺いしたうえで、

住民：絶対でないという保障があればよろしいよ。

室長：コンクリートでガーとしてしまうとですね、それは出ないのかも知れませんが、  
そういうわけでもございませんし、それは、他所の工事をやっている基にこういう設計  
を組んでもらってますんで、それは出ないと信じてます。しかし、

住民：焼却炉ですね、営業中、その稼働しているときなんかとはわけが違いますけども、  
ずいぶんばいじんが飛んできましたし、いろんな被害が出てます。被害届も出てまして、  
北尾なんか特にですね賠償問題まで出てるんですから、やはり住宅地、民家の方をもっ  
と重点的にですね、よく考えてもらわないと、

室長：そこら辺、特にお話し合いさせていただいて、やっていきたいと思います。ある意  
味、これはまさに工事やっておって外に出さないんだけど、出さなかった証みたい  
な形みたいなもんですので、

住民：そら、出してもらったら困るけども、出ないという保障はないでしょ。保障があ  
れば、近隣の周辺のこと考えなくてもよろしいやんか。

部長：ご心配、よくわかります。

住民：それでね、やってから、工事が始まってから周辺を調査するんでなしに、事前にも  
おいて、

部長：先も井口が申しましたけども、工事発注業者がですね、これは仕事になりますので、  
ただ、どのポイントにもですね、それについてはご心配のことは非常に大きな焦点のと  
ころでありますから、我々も近隣自治会とよく相談して、風方とかいろいろありますか  
ら、そのポイントをしっかりと提案していきたいと思ひますし、それについても業者も  
ですね、受けてこれをやる業者もきちっとこれをですね、ダイオキシンを出さずに工  
事を仕上げるといふのは、これは業者の当然責務ですから、それはきちっとやらなければ  
契約上の問題になってきますので、そここのところきちっとやってもらう。これは我々も  
工事監督をしていく立場としてですね、そここのところはきちっと、今       さんの聞いた  
内容をやってまいります。

住民：よろしい。5ページの汚染水の件ですけどね、黒丸の三つめ、仮設の水処理施設で

浄化処理しますというのは、仮設の水処理場をつくられるわけですね。汚染後の水は浄化処理、どのように浄化処理されるのか。それから洗浄水として再利用する。その後の水はどこに流されるのですかという問題。それと(3)の汚染物の二つめ、水処理施設から発生する云々とありますね。この施設と上の水処理施設とは同じものなのかどうか。

副参事：お答えいたします。さっきも申しましたけど、高圧洗浄した水は基本的に循環利用をします。最初、綺麗な水を一定量持ってきまして、それで洗います。そうすると水に汚れが含まれますので、それを仮設の水処理施設で浄化をしてやると。それで、その浄化したやつが除染後の水ということになりますけれども、それを機器の洗浄水ですね、もう一回高圧洗浄に使うということで、くるくる回して使うということです。基本的に外へ水は出さないということになります。下に書いております汚染物の2つめのポツのところの水処理施設というのは、この上のところの水処理施設と同じものです。それでぐるぐる回していると最終的に汚れの濃い泥みみたいなやつになると思いますけれども、それとそして、汚れの含まれた水という形が最後に残ってくると思いますけれども、それについては処分場の外へ持って行って、そういう廃棄物を受け入れてくれる産廃の施設の方に処分なり処理なりをするということで、ここのRDの近くに水を出すと汚れたものを入れとくとかいうことはございません。

住民：ちょっとお聞きさしていただく。5ページですね、モニタリング調査の概要の中で日常測定で4項目がありますね、これが頻度が連続となっておりますが、この連続というのはどういう意味なんですか。毎日24時間連続という意味なのか、それとも毎日一定時間に連続という意味なのか、これはどういう意味なんですか。

住民：(ざわざわ)5ページじゃなくて、7ページ。

副参事：1日1回という形じゃなくって、連続ですので、

住民：工事時間中ですか。24時間ですか。

副参事：どういう言うたらいいのかな。例えば、道路に温度計が付いてるんがあると思うんですけど、あれも連続測定で今日みたいな日でしたら日中15 あったのがどんどん下がっていくようになるという、連続で測定してるんでというような形でとらえていただいたら良いかと思います。細かく何秒に1回とか何分に1回というところまでちょっと申し上げられませんが、そういう時事刻々と値が変わるような形になるかと思っています。

住民：ほと、一応、24時間。

副参事：そうですね、はい。

住民：頻度は、1分なり5分なりわかりません、そういうわけですね。

副参事：そうです。

住民：わかりました。

住民：すみません。今の測定はね、測定して表示してるだけなのか、記録してるのかどっちなんですか。

副参事：記録はします。記録もしますし、機器自体のちゃんとした値を出してるかいうのも確認は当然、事前と途中もちょっとするかと思いますけども、そういうことで確実な値を出して後また記録も取るということになります。

住民：次に質問したいんですけど、5ページの真ん中あたりに図がありますよね。この中でそれを・・・けど、負圧集塵機と書いてますね。負圧集塵機なんですけども、チリが積もるわけですけどフィルターか何かを使ってるのですか。

副参事：そうですね。

住民：その時のフィルターで回収できる粒径、要するにチリの大きさですね、どんだけの小ささまで取れるんですか。例えば、10ミクロンなのか、5ミクロンなのか、1ミクロンなのか。除去率はどのくらい何ですか。というのは、清浄空気と一緒に出ますと書いてありますけども、あまり粗い粒径だったら、メッシュが大きければどんどん出てくるわけですね。ダイオキシンも灰ですからどんどんどんどん細くなるわけですよ。だからどれくらいのメッシュのものを使われているのか。それと単に物理的なフィルターなのか。最近、掃除機でもあるんですけど、水フィルターと言って水の中潜らしてるフィルターがあるんです。フィルターはどういう構成のフィルターなんですか。要するに、集塵機ってどういう構成なんですか。

参事：ちょっと専門のもの来てますので、よろしいですか。

住民：説明してもらえると安心します。

コンサル：今回の解体設計を請け負わせていただきました中外テクノスの川口と申します。よろしくお願いいいたします。今のフィルターの件なんですけれども、ろ過剤につきましてはですね、取られたメーカーさんがどういう機械持ってこられるかですけども、一般的には大体三重構造のフィルターですね。いわゆるプレフィルターという粗いものを乾し取る、まずフィルターですね。これは物理的なものです。それからご家庭でもよくテレビでも宣伝されているヘパ(HEPA)フィルター、ヘパフィルターというものを使います。そして、最後にチャコールフィルター、活性炭ですね。という形の三重のフィルターが使われる場合がほとんどです。そういうなによりまして除去率につきましては、ちょっと私もここに今正確なデータが無いんですけども、確実に99.99

(%)以上は取れてるはずで、はい。

住民：粒径は。

コンサル：粒径ちょっと今データ無いんですけど、通常は10ミクロンより下も取れると思います。でないと、10ミクロンというのは、大体鼻毛に引っかかるのが10ミクロンと言われていまして、それ以下のものは当然ヘパフィルターですので取れるというものと考えています。

住民：いいですか。この炉には保温剤というのは使われてませんでしたかね。ありませんでしたかね、保温剤。普通はやけどしないように、熱を逃がさないようにシーター？およびアスベストを入れるとか、そういううえでグラスウールもあります。そういうもので普通は保護されてますよね。・・・してましたね。そういうことはされてるんですか。そういう部所はありましたか。その中は確認されました、何が使われてるか。

室長：すいません。対策委員会の時にそういうものが問題になりましてグラスウールという結論が出たというふうに思ってますが。

住民：グラスウールですか。

室長：確か。

主幹：そうです。

室長：そうですね。・・・で出てますんで。

住民：わかりました。それ以外はないですね。

住民：いいですか。4ページの工事の流れの中で先程標準砂を撒くと言われてましたけども撒く場所はどこになるんですか。養生シートの中なのかね、

副参事：外になります、はい。

住民：どれくらいの個数置かれるんですか。先程からいろんな粉塵測定するの4箇所と言われてますけど、1箇所でやったら風向きに下の方であつたらいいですけど上の方だったら全然意味がないですから、どのようにされるんですか。

副参事：ちょっと今すぐこれと言えないんですけども、常に例えば一方向から風吹いて風向きないところに置いといても意味ないので、一番影響受けやすいところに、一箇所でしたらそうですし、複数個置いてより確実な値を取ることになるかなあとと思いますけど。ちょっと今何箇所どこにということまでお答え出来ませんが、要はうちとしても一

番条件が悪い状態でどやというのが見たいのでそういうようなところに置かしてもらうことになります。

室長：安心してもらうやつやさかい4箇所とかそういう絞るんじゃないかって、また工業者決まったときに自治会さんと相談さしてもらってね、証になるものやし、僕はそういうふうには思ってます。ダイオキシンの分析のこと気にしてるのかな、分析のこと。そこら辺のこともちょっとあるんやけど、そこらへんまた相談させていただいて、出来るだけ安心してもらえるような形で複数個置いてもらおうと思います。あそこ風回ってますやん。どっちからでも吹きますからね、上の方やさかいに。1箇所や2箇所ぐらいたら全然すまん、4箇所が最低限かなあという思いを持っていますけどね。ただ・・・

住民：そりゃ、言わはるとおり。安心の証やさかいに。

室長：そやと思います。

住民：標準砂設置される時はわかるんですけど、標準砂を分析される段階での工事の流れの点で言うと、どの段階での位置を分析になるんですかね。工事完了してからやられるのか、その、

副参事：そうですね、復旧工事のすぐにと言いますか、この、要は一番外の一点破線で囲っている後ですね、復旧工事してから、工事終わってからになります。

住民：ちょっとよろしいですか。ちょっと医者へかかる関係でちょっと遅れてきたんですけどね、ともかくこのこれを解体することは、解体しなければならないんですね。解体しなければならないんですね、これは。解体しなくてもいいんですか。

室長：もう少し経過を申し上げますと、

住民：いやもう結構です。

室長：ちょっとだけ言わせてください。元々目的から言うとダイオキシンを除去するという目的で工事をしております。ダイオキシンを除去するという中で周辺自治会の方から解体撤去ということでお求めいただいて、それでうちの方がお応えしたということです。

住民：わかりました。そしたら次のはね、ダイオキシンの関係ですけどね、こういう今の工法はわかりましたけども、粉を粉として取り扱う、捉まえることではなくてね、粉をね、固形にしたらどうです。わかりやすいと思って言いますけどもセメダイン付けたらどうです、吹き付ける。飛散しないように。わかりやすいと思って言うんですよ。もっと工法とか使うもの色々ありますけどね、わかりやすいつもりで言いますけどね。粉塵を粉塵として捉まえず、あれをもうひとつの壁にしたらどうですか。のりを吹きつけ、

セメダインを吹きつけ。

室長：あそこの焼却炉のダイオキシンを除去する中でいろんな検討をしてまいりました。今おっしゃるように引っ付けてしまう。そういう工法もあるということは聞いておったんですが、やはりRDの処分場については周辺自治会の皆さん、考えが苦しんでお見えになって、あの焼却炉が外から見えることが気にいらんねやと、不安なんやと、いうふうなお声がございましたことから撤去しようということでございまして。吹き付けてしまってその鉄をと、いうことはできないんとちゃうかいな。

住民：だから、撤去というね、目的はわかったとして、撤去するまでの過程のことを今論じておられるわけですから、過程でもね、撤去するまでの過程でもね、汚水が出るとか、粉塵が飛ぶとかいうことをね、から、別の方法として考えたらいかがですか。そういうことは専門の方考えられたことはあるのですか。はっきり言ってください。

コンサル：あの、

住民：・・・にとらわれなくとも良いと思うんですけどね。

コンサル：通常の工法の中ではですね、水洗浄、それから砂洗浄、それから今おっしゃられた化学的な養生という、化学処理と言うんですけどもございます。ただ化学処理した後でもですね、その現場でそれをハツルと言うんですけども、削り取るという作業が法律上必要な時もあります。ですので、そのまま置いておいておくというのは難しい。その貼り付いたまま撤去していくというのはちょっと難しいということでございます。ですので、貼り付けることは出来るんですけども、貼り付けて粉塵が出来るだけ出ないようにした形で掻き出していくという方法はあります。

住民：難しいという言葉がね、ものすごく幅がある言葉ですね。やってみて、専門家としてやってみてね、メリット、デメリットを検討して今難しいという結論になったんですか。大きな内容を教えてください。メリット、デメリットについて。時間がないのでどんどん邪魔する必要がないので単純に端的にみんなにわかりやすく。

コンサル：貼り付けるということはそこにまだダイオキシンが残っているという状態ですので、そのままのものをどうするかという後の処理の問題が出てきます。ですので、汚れたままはどこも受け入れてくれないという事情がありますので、洗浄するというのはその掻き出してそれを綺麗にしたから洗浄したものがどこかに持って行けるという前提条件がございますので。

住民：どっかに持って行くと書いてますやんか、専門のそこへ。汚染物はどこかへ持って行きますと書いてますやんか。

コンサル：汚染物は洗浄を持って行くという話。それで、洗浄した後の汚いものに関しま

しては、それは特別の日本でも2箇所ぐらいしかございません、これを引き受けてくれるところは。

住民：2箇所あったらよろしい。

コンサル：そちらのところで処理していただくという形になります。ただ、RDの処分場の中から持ち出すにおいてですね、貼り付けたままで街路へ出していくというのはちょっと無理だということです。

住民：うんうん？

コンサル：基本的には洗浄をしてから搬出するというのが原則です。

住民：極論を言えば、灰の一粒でも残ってたらあかんの、極論やで。壁ぐち持って行くやん。ともかく僕が言うてることは絶対通らんのかどうなのか教えて。

コンサル：私がお答えしてよろしいですか。

住民：あんたに聞いてんねやから、あんたが答えたらええねん。

室長：今おっしゃっておられておるのは、セメダインみたいなもので引っ付けてしまって、そしてそれをまたハツルんですか。だから、それを外へ持って行けないということは今説明してますね。

住民：だから何で外へ持って行ったんやと。世界で2つあって1つ日本にあったらそれでよろしいやん。日本に2箇所か。

室長：それははつったもののダイオキシンを処分するところを言うてるんですわ。鉄と一緒に持って行けない。経済的な問題もあるかもしれんし。今おっしゃったようなことで詳しくこう、

住民：結論から言うとね、ダイオキシンの壁と2つ作るんですわ。それを今、今日現在引っ付けておくんですわ。運ぶときだけ剥離さすんです。だから、あかんならあかんではっきり言ってちょうだいと言っている。専門やったらはっきりそういうことさっさと言わなあかんのとちゃう。

コンサル：おっしゃってる方法は技術的には難しい、不可能だということです。

住民：よろしいですか。

住民：良いことはありませんけれども、それより先に進めるのが・・・でしょ。僕ら技術屋



と違うねさかいに。今日の時点ではそうですかということ言うてるんです。ただね、メッシュがどうのこうのとか、粉が飛び散るとかね、汚水がどうのこうのということは大変なことですよ。今までこんな話で出てるのかいなということ頭を置きながらいろんな方法を考えてみてくれたかということ言うてるわけ。だから、最初にこれを解体しなければならぬんですか、解体しなくても良いんですかということ言いかけたら、説明があったから僕の話をするより関係ないからやめてくださいということで、それで僕はぼんぼんぼんと話をしたわけですけども、今なってまだこんな話なのと言いたいわけ。私はこの会議3回しか出てないんです。何で今なの。さっきから聞いてたらね、ダイオキシンをサンプリングしたら一月かかるとか二月かかるとか。なんかね、伸ばそかいな、伸ばしたろかいな、伸ばした方が良いなという雰囲気は私は感じられましたよ。

副参事：そんなこと決してございません。

住民：はい、わかりました。

住民：よろしいですか。

住民：もうひとつだけ。ガス溶断はありますか。大きいものですから当然溶接してやられてると思うんですね、施工がね。そしたら、最後ガス溶断されると思うんですけども。そういうことはどこやらにもありましたね。・・・問題になったところありましたよね。ほとんど落ちてるからさほど無いんやと思いますけども。あるんですよ、溶断も。

コンサル：原則ガス溶断は禁止しております。

住民：ということは無いときは。

コンサル：ブレーカーという形のもので崩していくというのが基本になります。

住民：切るんじゃなくて、切断じゃなくて。

コンサル：切断にはなりますけども、はい。ただ、ガスのバーナーを使って溶断というのは、余程方法上それしかないという選択肢が無い場合は認めておりません。

住民：はい、他に焼却炉に関して質問ございませんでしょうか。

住民：水処理について質問。

住民：ここに説明書かかれている水処理の関連ですね。

住民：構いませんか。

住民：その他の緊急対策の方というのがあるみたいなのでそこでも良いし、今に関連しているものであれば、はい、どうぞ、お願いします。

住民：5ページのところで、すいません。5ページの(2)の下の方に仮設の水処理施設を作られるということ書かれています。これはダイオキシンの分ですからダイオキシンだけを処理するというものでしょうか。というふうに理解した方が良いでしょうか。

副参事：ダイオキシンだけというか、要は中にある固形物を取るという感じなんで、そこに当然その固形物の中にダイオキシンもあるし、他のいろんな有害物質とかも含まれていると思いますので、それを一定量取ってしまう。

住民：沈殿やらも含めて。

副参事：そういう形やと思いますし、なると思います。

室長：先程もちょっと説明があったんですけど、後、水は外へ持って行くのでおそらくね、受け入れ基準というのがあるさかいにダイオキシンだけですまないと思ってますけど。ちょっとそこらへんもう少ししゃべりたいんですけど。外へ持って行ってほかすわけやなしに、そういう処分場へまた外部の産業廃棄物処理施設へ持って行くんですから、その受け入れ基準がありますので。そこらへんはその受け入れ基準に合うようにせんと、これはもうできないと思ってます。

住民：ちょっと関連してえらいすいません。これで外へ持ち出される鉄というのは一応綺麗になったものを持ち出すということですよ、綺麗に洗ってるわけですから。

室長：はい。

住民：そういうふうに考えたらいいわけですね。鉄は綺麗な鉄が出て行くというふうに思ったら良いわけですね。

副参事：はい。

住民：この、ちょっと・・・のところですけども、トラックの出入りは市道のとこだけですか。ここにはそういうことは書いてないんですけど。

副参事：そこだけです。

住民：はい、確認だけです、これは。確認をさしてもらっただけです。

住民：はい、すみません。次に進みたいと思います。また、言いそびれたことありましたら、ご自由にまた質問してください。次、お願いします。

副参事：そうしましたら、その他の緊急対策の詳細設計ということで、ちょっと資料を、2ペ-ジ目の平面図ぐらいしかないんですけど、まあ現在、説明させていただけることを説明させていただきます。焼却炉の方は、もうほぼ出来ておるんですけども、その他のここにあります、緊急覆土とか水処理施設とかの設計につきましては、今月末までに、完了予定ですので、また連絡会さんなり、あるいは各自治会さんなりの意向を確認させていただいた上ですけれども、完了前に、こういうふうな形で説明させていただいたらどうかあと考えております。緊急覆土でございますけれども、この前の説明でも、土ではなくてシートでというような、ご意見も多数いただいたわけですが、今、基本的に考えておりますのは、今ブルーシートで覆われている部分ですね、西市道側の掘削調査したところと、処分場の上の方で仮置き廃棄物を置いている部分、で、あの部分はブルーシートかなりやられていますので、あの部分については、新しいシートにしたということで考えております。その他の部分ですけれども、基本的には、土、他の公共工事の発生土ということになりますけれども、それを基本で今は、検討させていただいてる、ということでございます。そして、ざっと説明させていただきますけれども、水処理施設ですけれども、前回の説明では、水処理施設を動かして、下水道工事をやって、今年度中に水処理施設を動かして、下水道のほうに処理した水を流すというふうにしたいと、申し上げたかと思っておりますけれども、その後、水処理施設の方を点検しましたところ、かなり傷んでおるのがわかりました。このまま運転しても、動くことは動きますけれども、本来の成果が全く発揮できないということになりますので、まず、水処理施設の修繕を今年度したいということで、考えております。当初、ちょっとした修繕ぐらいでしたら、それをやってから、すぐに下水道工事やって、なんとか年度内ということをおっしゃるんですけども、予想以上に傷みが激しいということですので、今年度は、水処理施設の修繕までということで後の下水道の管の布設とかについては、来年度、出来るだけ早い時期にやるというようなことで、前回申し上げたよりも遅くなるということがわかりました。あと、仮置き廃棄物ですけれども、これ、前回も申し上げましたけれども、現在、屋内に置いてますドラム缶等については、全体をPCBの保管基準を満足するような形、外へこぼれ出ないとか、これはどういうもんやというのを、明示するとかというような基準がございますので、そういう基準をきっちり満足するような状態にした上で、現在の建屋内で保管させていただきたいと、いうふうに考えております。ちょっと、まあ、現在、焼却施設以外のやつで、大きな、ちょっと言うとかなかかなと思いましたが以上のような件でございます。

住民：何かご質問はございませんでしょうか。

住民：覆土の件でね、今、井口さんのほうで、ごちゃごちゃと言われた中でですね、西市道側と仮置き廃棄物の覆いですね、これはシート。その他のものは原則排除と言われましたね。それを考えていくとね、排除でなんであれ、それは覆土になる、土で覆うという。土で覆うということの問題点は前回、住民との説明会のあったところで、多くの方

や私も納得してます。その内容について、例えば環境省告示にも制限といいますかね、条件があるでしょう。その条件を満たさない場合は、覆土はできないということですね。そういうことについて、県の方で検討しますと、それは気が付かなかったので、検討しますと言うて帰られた。その検討結果について、何も説明無いままにですね、また、改めて覆土しますと、考えますと、これ、いったいどういうことですか。

副参事：ちょっと、説明申し上げることが全然出来なくて申し訳ございません。前回の説明会の中で、      さんがおっしゃった、環境省告示にも書いてある、覆土やる場合は、要は下が安全なんが、安全なものやないとこれしたらあかんというようなことが書かれておるのに、今のRD処分場について、安全が完全に確認されてないのに、出来ないのではないかと、やっても取らなあかんのではないかとというようなことの内容やったと思いますけれども、あの環境省告示に書いてますのは、対策として、覆土だけをやる場合については、当然それ以外は、何もしないわけですから、下が完全に安全な状態になってないと、覆土だけで終わっていい、ということにならないという解釈になるかと思いません。このRDの今回の緊急対策ですけども、確かに今回の対策で、仮に土で、やってしまうということに納得したら、その下は完全に環境省告示にいう、安全な状態が確認されているんだということ、それはやっぱりそういうとこやと、不十分かなとあるかもわからん。ただ、

住民：不十分じゃないんです。駄目なんです。はっきり申し上げたように、不十分だとかそんなじゃなくて、全然駄目、有機物はいっぱいある、いろんな管理物がある、駄目。

副参事：ですけども、今の廃棄物の飛散の防止ですとか、あるいは雨が降って、ほっとくとそのまま廃棄物に触れて汚れた水が、他の経堂池なりなんなり、他の公共用水域に流れこんでしまうのをまず防止しようというために緊急対策をやるということですので、決して無駄というのか、むしろ一回はやるべきだというふうに考えております。あと、原位置浄化策の話を出すと怒られるかもわかりませんが、原位置浄化策では、周りを囲って覆土して、中を安定化するように水処理なりなんなりをしていきたいと思います。そういうことも含めて考えると、覆土はどうなるかというのは、今後の恒久対策をどうしていくかというあたりに関わってくるかなということかと思えます。現段階では、緊急対策として、廃棄物の飛散流出、あるいは有害物の流出というのをとにかく早く手を打ちたいということで覆土したいということでございます。

住民：あの、恒久対策時点でね、全部また除去すると。あくまで、それまでの仮だということならば、その考え方もできるんですけども。あそこは、いわゆる許可取り消されたあれであって、いったんとり入れたものはですね、基本的には許可できないわけでしょう。

副参事：原則は、

住民：だけど、恒久対策上ですね、どうしてもものけなきゃいかんという工法になった場合、

全部のけるという前提でなければ、これできないですよ。

副参事：あの、もし、

住民：誰がね、その原位置浄化策を決めたの？我々まだ何も同意してないです。そんな前提にしてもの言わんといてくださいよ。

室長：■さんのおっしゃってるのは、環境省告示の中で、支障除去の方法というのは、大きく3つ書いてます。1つは掘削および処理、もう1つは、原位置浄化策、もう1つが覆土という考えです。それで、掘削及び処理というのは、対策委員会でもありましたように全量撤去、そして、もう1つの原位置浄化策というのは、去年まで県が申し上げております、原位置浄化策、もう1つの覆土というのも対策委員会の中では、少し議論があったんですが、基本的には覆土というのは無理だという意味合いでその覆土をする場合は、下に有害物があった場合はあきませんよというのは、環境省の告示にも書いてます。今、議論としてあるのは、覆土ということは一切県もそんなこと思ってませんし、原位置浄化策ですか、全量、掘削処理という、この2つの方法が、今議論になっているわけです。その中で、仮に今、覆土してしまったら、全量撤去案というのは、おのずと飛んでしまうんやと、いうことでは無いというように、思っています。ただ、全量撤去できるか、できひんかというのは、非常に大きな課題が残りますけれども、環境省告示の観点から見ても別に今緊急対策として覆土することは、なんら私どもは法に違反するもんやというふうには、思っておりません。

住民：それがよくわかんないですね。そういう解釈を、どういう根拠で言われているのかわらんけど。何で緊急対策だったらいいのかということをおね。だから、あくまで緊急対策として覆土をおやりになって、それはあくまで、仮のものであって恒久対策の時に、すべてまた、よけるという前提ならまだ、話が出てますけども。

室長：前回の■さんのご指摘は、有害物があるものを覆土するというのが、環境省告示に違反するんだと、こういうご指摘でございましたんで、そうではなくって有害物を覆土するというのは、必要除去の対策の1つの中で考えてることでもあります。その全体で3つあって、掘削および処理と、原位置浄化策と、そして覆土、そういうことでございますんで、そのおっしゃってることについては、該当しないだろうというふうに思っています。

住民：さっき言われていたことと同じでしょ。私はそういうふうに解釈できない。

住民：覆土したときにね、後でそれが障害となって、掘削できないということはないんですか。

室長：ございません。だから、私ども今回、例えば、例えばですよ。まだ、もう少し詳細設計ありますんで、覆土したら、その分、

住民：法律的だとかね、金額的とかね、いろいろ工法の手間とかね、そういうことでそういうことは無いんですか。

室長：法律的に、覆土したものを今度もういっぺん、他の対策をするには支障があるという事は、ございません。ただ、おっしゃるように、例えば覆土をするさかいに、その分、よけなあきませんわね。廃棄物やないわけですから、土ですから。よける重機の手間とかいうのは、それはいるかもしれませんが、全体の中では、そんなに大きな支障ではないということです。

住民：滋賀県は金がない、金がないと言うけどな。こんなん全然、言うてはることが利にかないませんやんか。全然言うてはることが違いますやんか。金がないさかいに、我々は、・・・と言うてんのと。それともう1つは、やっぱり生活の安全に支障になる有害物、まだあるんですから。それをそのまま置いといては駄目ですよというのは、うとってるじゃないですか、憲法に。にもかかわらず、覆土をしては、駄目ですよと書いてある、だから言ってるんですよ。これは、特措法だけではないですよ。安定型処分場のそれを廃止するときも、そういうふうに書いてあるじゃないですか。安定型処分場を廃止するときも有害物がある場合は、そういうことをしては駄目ですよと、ちゃんと書いてあるじゃないですか。だから言ってるんです。

住民：よろしいか、関連で。この前の説明のときにね、私どもは、覆土に関しては、飛散防止のためにシートでやってもらいたい、こういう声でしたね。県の方で答えていただいたのは、それを受ける形でこういうことをおっしゃっておられるんですね。施工範囲、材質、・・・シートとかいろんな提案をしておられましたから、現状、耐久性、維持管理性、経済性等からもう1回、再検討をさしてもらいたい、そういうことをおっしゃてた。その再検討された、今この観点から覆土をいれておられる理由は、どこからどうでできたのか、具体的に説明をいただけませんか。前の回答とは違いますんで。私どもは、前の話からすると、我々のように飛散防止が大事ですから、我々はシートでやってもらえらるだろうと、こういう判断をしておった。それが次の恒久対策につながっていく問題だと、そういう理解している。が、どうも、そうではなさそうですね。だから、前おっしゃた観点からのわかりやすい説明をもう一度していただきたい。

室長：土で覆土をするのか、シートで覆土をするのか、そのあたり、そのどういう材質でシートすると、どれくらいのお金がかかって、覆土するとどういう形になって、そして、次の対策を議論する上でどういう形になるのかというのは、もう少し、この全体の設計が終わった中で、また、両方説明をさしていただきたいというふうに思っております。ただ、先ほどの説明の中で、覆土少し考えていますと、基本って言ってましたけれども、考えてますというのは、主に経済的な面？

副参事：そうです。

室長：・・・は経済的な面をさしてます。そのことで、住民さんのおっしゃることと、どういうすり合わせができるのか、例えば対策工で、もしくは、法律違反やというふうなご議論については、また、その時にそやないという議論をしていく必要があるかと思えますし、なによりも住民の皆さんが、どういうお考えなのか、有害物を除去するというのはよくわかるんですが、そういう中でどういうふうな案を、どういうお考えをお持ちなのか、そういうことと、また関連してくるかなというふうに思っております。それで、もちろん、今のようなシートですと1年経ってもあの状態になってますのですぐ補修もいります。そういうことになると、やっぱり、廃棄物と雨水が少し混ざってくるし、それよりはやはり、もうちょっときちっとしたいということになってくると、そのシートが今のあのビニールのようなシートではなくって、そういうものじゃないシートが必要になってくるのところがうかと。そうすると、全体的な経費としてどれくらいいるのかと。いうふうなことも併せて、もう1度しっかりと説明をさせていただきたいと思えますが、今日のところは、そういうこともちょっと危惧して仮にお話をしたようございませけれども。経済的にいうと随分やっぱり土の方が、経費的に安いというふうな、・・・そういうものがある中で今説明さしてもらってます。詳細設計が、終わりますと、終わる直前ですけども、また、そういう経費的な面、法的な面、そういうものを私どもが見解を説明さしていただいて、また、ご意見を賜りたいと、そういうふうに思ってます。

住民：じゃあ、覆土が安いという、きちっとした証拠を出してください。何リユーベでどれだけ金額がかかって、それ均すのどれだけかかって、シート代なんぼかかって、張るのになんぼかかって、今出してください。いや、言われたやん。その方が安い言うたやん。それはね、それは、無いわけですか。

室長：だから、そういうものを説明さしていただくということで、今概算としてこれくらいの額かかるという報告を受けてるんで、そういう説明をさせていただいたんで、          さん申し訳ないです。次の回まで、よろしく願います。

住民：また伸びるんですか。

住民：はい、どうぞ。

住民：井口さんの説明でも、今の室長の説明でも、雨水と有害物の接触を防ぐために、土を被せるんやという説明をなさいましたけども、その土というのは、一切水を通さない土なんですか。土を覆った有害物が浸透していくのを防ぐために、土を被せるとおっしゃいましたよね。雨水が有害物を通過して、経堂池なり、他の地下水も含めてね、浸透しないように、それを防ぐために覆土をせなあかんと、いうふうにご説明なされたんで、

室長：もう少し、きちりと申し上げるとよかったです。雨が、

住民：あのね。上田さん俺がしゃべってるんです。

室長：はい。

住民：俺がしゃべってる間に、何で口を挟むんですか。私が今しゃべっている。

室長：今、雨水のことで、今お答えしようと思ったんですが。

住民：ちょっと、すみません。最後まで、聞いといてください。

室長：はい。

住民：途中で、いつも腰折られるじゃないですか。自分のおっしゃりたいこと、たくさんあるんだろうけども。何でそうやって腰を折って、自分の言いたいことだけ、おっしゃるんですか。それじゃ、住民の説明会になってないじゃないですか。こちらの質問が終わった時点で答えてくださいよ。

部長：それは、わかります。注意します。

住民：そうですね。いつもそうじゃないですか。その雨水が、有害物に触れて地下に浸透するのを防ぐために、土を覆うとおっしゃっている。井口さんの説明でもそうです。室長の説明でもそうです。だったらその覆土する土というのは、どっから持ってくるのかは知らないけれども、ちゃんと水が通らないような土なんですかというようなことを聞いているんです。例えば、粘土で全部覆っちゃうんだというのであれば、納得がいきますよ。でも、その土を工事用かどっかから掘ったきれいな土をもって来て、その土は水通さないんですか、雨水通さないんですか。雨水を通して、その土を通して浸透してきた水っていうのは、やっぱり有害物に接触するんじゃないんですかということを知っているんです。そこを教えてください。

室長：よろしいですか、はい。この間の、言葉足らずやったかもしれませんが、私どもは雨水が、雨が降ってですね、それが廃棄物に触れて表面水として、公共用水域へ流れるのをまず防ぎたい。そういう意味で、土で覆土をして、そして廃棄物と直接触れないようにして、後の公共用水域へ流したいというのがひとつございます。当然、それは、土でございまして下へ浸透します。その浸透したものについては、浸透水として流れていきますので、それは水処理施設で防ぎたいというのが今、緊急対策の中の話です。それでは、全体として地下水汚染がどうなるんや、今の水処理施設というのは、浸透水しかしてないです。地下水はしてません。そういう全体としての話は、その全体の対策工の中で議論をしていただくことになるというふうに思っております。現在は、少しでもその地下水汚染を止めるという意味合いの中で雨水はある程度入れて、そして、その雨水を浸透水、雨水が浸透したら浸透水ですね、それを水処理施設で浄化するというふうな考え方をしておりまして、少し言葉足らずやったかもしれませんが、その点をご了解をいただきたいと思っております。



住民：浸透水というのは、そのまま流れ下まで行ってもいいという考え？浸透水をきちんと処理するんだから、土が覆ってて雨水が浸透していてもそれはかまわない、いう考えですね。我々としては浸透水、それが地下までいってる可能性があるのが怖いという思いなんです。現実、やっぱり井戸の、今、あちこち井戸、調査井戸ありますけれども、その中から今だに出てくるじゃないですか。それが、地下水までいくことが怖いので、シートで完全に雨水が浸透しないように、ていうことを思ってシートの方がいいんじゃないかという発想なんです。経済的にと言われると、我々の関知することじゃないんですけども、我々としては、浸透水そのものも、やっぱり、それなりの思いがあるので土だと、また浸透水という部分も今、説明にはあったように当然出ると、それが100%処理できるのならば、それでいいんだけども、それが地下水までいく可能性が残された中で、覆土という部分については納得できない。だから、シートで、完全に雨水は、もう浸透させないというような状況をつくってほしいというのが我々の思いです。

室長：まず、浸透水と地下水ですけれども、対策委員会の議論の中では、ちょうど工業技術センターから水処理施設の方へ流れてると、そして、今我々が覆土と考えてるのは、全体の今回、4万8千(m<sup>2</sup>)？

副主幹：2万3千m<sup>2</sup>。

室長：全体対象として2万3千(m<sup>2</sup>)あって、あの処分場全体で4万8千平方メートルございます。そのいう中で全体をシートでくくったとしても、やはり上流から流れてくるし、今回の全体の部分を覆土するわけでもございませんので、今■■■■さんご心配の地下水へ流れ込まないか、ということについては、RD社深掘りしてますんで、第2帯水層辺りまで掘ってるということになりますんで、それは流れます。そういう中で、何が必要やということは、地下水汚染を止めるために全体の対策工が必要やというふうに思ってます。それは思ってます。ただ、今回は緊急という形になりますので、その全体対応2万(m<sup>2</sup>)？2万(m<sup>2</sup>)の部分の覆土については、どういう考え方をして、そして、全体として、処分場にある緊急対策うったとしても、浸透水は流れますので、そういうものについて、できるだけ通しとこうというのが我々の考え方です。だから、おっしゃるように、浸透水を止めるために、上は全部、覆土する、そして他府県の事例ですと、こういうこと言ったら、また怒られるかもしれませんが、全体を壁で囲ってしまって、上を全部覆ってしまう。そういうふうなことをしますと、あとおっしゃるように、他府県の事例では、浸透水が出てこない、水処理施設が必要ないというような事例があるというようなことを聞いてます。しかし、それについては、やっぱり、いつまでも有害物があるんで、もちろんご心配いただく、そういう中で少しでも、雨水を浸透させて、水処理施設で浄化するというのは、県の考え方です。そこら辺が、有害物をどう考えるかというか、県としてもっと積極的に取れというご意見もご期待さしていただくこともできるんですが、そこらへんの議論かなと思ってます。ただ、緊急対策でございますので、浸透水はやはり、今、全部やったとしても入りますし、地下水も流れます。地下水も汚染されてます。

そういう中で、少しでも水処理施設を動かしたいというのが我々の思いでございます。

住民：今のあれ、シートの関係でね。この2ページの、あのこの写真かなんか訳のわからんものが今写っているけれども、覆土部分と、未覆土部分という区分のところがありますけども、未覆土部分2万3000平方メートル、次に覆土工・水路工1800万円。で先ほどのあの、経済的にあのどうのこうのという言葉の中で、シートはいくら掛かるかわからんとか、覆土工がいくら掛かるかわからんということをね、どこの誰がこれは書いたんですか、これは。これは誰が書いたの。

室長：あの、これはですね、あの私どもが予算を要求する段階で・・・。

住民：誰が書いたんですか。

室長：私どもです。

住民：えっ。

室長：私どもです。

住民：ほんならなんで、数字がね、はじき出せんのですか。単価が分からんとか先ほど言わはったね。

室長：あのこれは、今年の1月ですね、予算要求する段階で、土で計算する、土で覆土するという計算で、この1800万円というのを要求しておるわけでございます。

住民：1800万円はほんで覆土工と水路工の部分ですね。

室長：はい。

住民：それだけですな。

副参事：だけです。

室長：はい。

住民：だけですな。では、上のほんなら2万3000平米は。

室長：これはですね、対策委員会のところでコンサル入れて調査をいたしまして、完全に50cm以上の覆土が出来ているところと、それが出来てないところを調べました。その調べた結果が2万3000平方メートルは未覆土やと。というところで、焼却炉あたり見てますと薄い覆土されていますけれども、そういうところも覆土されていないという計算で

したのが2万3000平方メートル。

住民：2万3000平方メートルはいくら掛かるんですか。つっこみでだいたい平均して、厚さ何センチか何メートルが知りませんが。

副参事：2万3000平方メートルやるのに、まあこれは予算ですけれども1800万円ということですよ。

住民：えっ？あつ、そうなの？

室長：いや、覆土工。

住民：予算要求するとき、算出が無かったら嘉田知事認めてはらへんのと違うの。はっきりすっすすっすすと単純に済むと思ったのに。端的に簡単に言ってよ。簡単で良いから。難しいこと言わなくて。2万3000平方メートルが1800万円ですか。違うやろ。

副参事：そうです。

室長：水路工でなんぼいるかということ。

副参事：ああ。

室長：そうですね。水路工でいくらいるかということですね。

住民：何にも質問してません。きちっと聞いてよ。覆土工でなんぼやと、シートでなんぼやと。経済的に覆土工がいいと。そういうことでしたね。だから数字を聞いてるんです。もうわからへんなら、次に飛ばしたらいい、時間がない、みんなもったいないですよ。嘉田知事さんが言っはるように。もったいない。みんなの1時間1時間が。

住民：ちょっとよろしいですか。

住民：どうぞ。

住民：今、覆土のことでシートということいろいろ話が出てますけれども、あの、廃掃法、特措法の各条項を見てますとね、そもそも覆土というのは最終工になっているんですよ。県のおっしゃるね、特措法の原位置浄化策、あれをやる場合にでも、中に特定有害廃棄物が入ったら出来ない、こうなっている。そこらのことをね、覆土でどうやこうや言うならですよ、中の有害廃棄物を早く出すべきなんですよ。それを考えないで、覆土でごたごた言ってる段階じゃ無いと思いますよ。緊急対策でどうのこうの、どけたらええとかそんなことおっしゃるんやったら、中の有害廃棄物を早く出しなさい。それが根本的な対策工でしょ。どうなんですか。もうあと、有害物を出さないから覆土

をするという考えですか、県は。どうなんですか。基本的な考え方をおっしゃる。

室長：よろしいですか。

住民：はい。

室長：あの、有害物の除去についてはですね、これまでの我々のこれまでの説明、よりよい原位置浄化策の中では、水処理施設をやって、処理して、そして30年かかるわけですが、何とかこの処分場の安定化をしていきたいということで、それが一つ有害物の除去という判断になるんじゃないかと思っています。それと、ケーシングを今年まあ、3000万ほど要求させていただいているんですが、こういうケーシング調査で、掘ってみて、そういうところで有害物の状況を調べたい。そして見つければ出したい。で、もう一つは用水路の状況を見て、用水路の水質の状況を見て、悪いところがあるかないか判断していきながら、悪いところについて、その有害物の除去を探していきたいということを説明させていただいた。

住民：まあ、ケーシングもよろしいですけれども、こないだあの、RD社の関係者から聞き取りされた、あれを公表された。あの中で、ね。ある程度分かっているのと違いますの。あれは何のための聞き取り調査であって、皆に分かるように公表されたのですか。

住民：ちょっと。

住民：あの中で、分かっているじゃないですか。

住民：あの、すいません。時間もないのでね。緊急対策について進めたいと思うのですけれども。

住民：いや、そやけれどね、そこらの基本的な姿勢をですね、県ははっきりすべきですよ。緊急対策というのは、あくまでも応急手当ですよ。ね。早く手術をしなければ、そのガンを摘出する手術をしなければ、その患者さん死んでしまうんですよ。いつまでもね、緊急対策で、注射やそんなもんで直りませんよ。

部長：あくまでも、これは緊急対策は緊急対策です。我々が思っているのは。

住民：分かるけども、それやったらもっとできるんかいな。

部長：いやいやそれはそのように思っています。だから今の部分もですね、また実は今月の末に今のような、今日の焼却炉以外の分の詳細設計の説明についてもまとめていくわけですが、それに先だって、今のようなお話を聞いた上でですね、もう一回説明に来ますので、それをさせていただくということで、決してこれを遅らせているわけではございません。まず焼却炉を優先して、今日は説明にまいりましたけれども、今の覆

土の分についてはですね、基本的にこれは緊急対策としてと我々思っていますので、いろいろご異議があると思いますけれども、これが恒久対策の覆土というふうに我々思っていないので、これは早く手を打って、このことによってですね、先ほど上田も言いましたけれども、少しでも、完全ではございません。■さんおっしゃったように、完全ではございませんけれども、今あるしばらく恒久対策なり、皆さんとですね、お話をして行って、それからまた詳細設計を組んで、時間がかかりますので、その間やはり、現実にですね、あそこに雨が降り浸透していますから、それを早く止める。まず止めてですね、少しでも止めて、そして緊急対策をやりながら、皆さんと話し合いをどんどんこれからも加速化していくと。そういう意味から必要性があるわけですし、だから、緊急対策ということと恒久対策を分けて、ここは考えていく必要があるんだろうと思います。われわれは、早く、緊急対策は早くさせていただいて。まず真っ先に。もちろんそれと平行して恒久対策もやっていく。その中で先ほど言ったコストの問題はあると思います。コストを度外視してやるわけにはいきませんので。その場で比較検討はきちんとつけて皆さんに説明したいと思います。今年度の予算は、先ほど申しましたけれども今年の1月の段階で、恒久対策をとりあえずあのときは予算をおろして、緊急対策に切り替えましたけれども、そのときに必要な土による覆土をとにかく概算ですぐに要求して、上げさせたというものです。ほとんど1800万、水路工というのはごく一部でありまして、ほとんどは覆土によるお金だと、担当が申し上げましたし、私も聞きました。これにシートを入れた場合、どれくらいのお金になるのかという説明がいきます。それによってですね、今ある予算が足らなくなれば、これはまた問題になってきます。補正予算ということになってきます。それは今の中でどういうことができるのか、難しいと思います。そういうことも踏まえましてですね、今、緊急対策2億円弱の中で、我々予算組んだ訳ですから、設計を実際組んでいく中で、いろんな問題が起こってきますので、それについての話し合いをさせていただくわけです。水処理施設がここまで傷んでいるとは分かりませんでした。こういうことがどんどん分かってくるので。県民からお預かりした税金の中で、どれだけのことを、より効果的にやっていくかということですね、これから一月の間にしっかり詰めていきたいなと、このように思っています。だから今お答えできないことについては申し訳ないと思いますけれども、このところしっかり詰めて次の説明の時に話させていただきたいと思います。

住民：すいません。

住民：はいどうぞ。

住民：今、覆土工の話で、覆土工を土でするということに関しては、了解しかねるなと思いますし、覆土工をシートでしていただきたいということを改めてお願いしておきたいと思います。今お話があったみたいに水処理施設は動かさないような状況で、まあ修理が必要で、今年度はもう修理にかかることになるということですね。

部長：ダウンしてしまいましたので、性能が。

住民：そうですね。はい。そういう意味でも、今上田さんが説明されたように、浸透水を汲み上げて処理するというような状況には一つはなるのかなと思いますし、■さんがおっしゃったみたいに、雨水が、浸透水が地下水に入っていくという状況というものを、できるだけ防いでいただくためには、緊急的にやっぱりシートを被せていただいて、そういうことのないように対応をとっていただきたいなということを思います。それと一旦そうやって覆土として入れて、約 1 万立米になると思うんですけれども、それが廃棄物によってというか、廃棄物と接触することによって、それが汚染されたと分かったら、それを出す費用というのがすごくかかるわけですよ。今、覆土するための材質の費用だけを比較をしようとしていますけれども、実際に高濃度なダイオキシンが表面にあって、それが接触することによって、例えばの話ですけれどもね、それがどうか分らないですけれども、入れた覆土を外に持って行って処理しようと思うと、処理費用がすごくかかるわけで、材質のコストだけで比較されるというのは、どうかなと思います。今の予算の中で、どういうシートだったら素材が選べるのかというような形での選定の仕方、また次回はお話聞かせていただきたいなと思いますし、私たちとすればやっぱり有害なものを出していただきたい。ましてや従業員の方の証言なり読ませていただいていると、ドラム缶が相当入っていると。どこを掘って調べてもらうのかというようなお話も、これから先していかなければいけない訳ですけれども、1 万立米覆土してしまって、そしたらそのかさが余計に増えるわけですよ。県はいつもおっしゃるのは、掘削するにも置く場所がないということ、すぐにおっしゃるので、それこそ覆土で土を入れて、ますます置く場所がなくなってしまうので、土を入れないでいただきたい。シートで対応してきちんと有害なものを出していただいてから、最終的に土で覆土をしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

住民：2 億円かかります。覆土を撤去するために 2 億円かかります。

部長：あの、覆土工・・・

住民：1 トンが 2 万円ですよ。1 万トンならば 2 億円かかります。

住民：覆土工に関して。あの今、北尾側の第 2 処分場は覆土で修復していますよね。

室長：はい。

住民：あのときに我々説明で聞いたのは、あの覆土は浸透係数で 6 乗、7 乗と言いましたかね、水を通しません。その土を持ってきて覆土します、しました。特に北尾側の平坦部は普通 50cm で良いのだけれども、ガスとかそういうものが発生するといけないので、70cm にしました。なぜ粘土系の覆土をしたかということ、雨水を浸透させない。そして水と有害なものを接触しないようにします。だからガスも発生しません。そういうことで浸透係数の高い、そういう粘土質の土で覆土しているんですよ。雨水を通しませんと。あそこに鉛 5000 立米あるんですかね。鉛も粘土層のものでドラム缶みたいに固めて、だから雨が降って接触しないから、それは流れ出ないから大丈夫ですということで、ここ

まで来ているわけです。県がやってきた覆土というのは、完全な粘土層だということ、粘土質であると聞いている訳です。今度の話は雨は通すわ通さないわ、どこでその区分けしているのか。お願いします。

室長：あのまず1点ですね、私も鉛の関係あるのですが、私ども鉛の話はですね。含有は出てるけれども溶出は出ておりませんという話をさせていただいた上で、触れないように粘土でふたした。

住民：あのね、最初工事入る前に基準を超えたらとりますと、それは言われたよ。それをやっていないんや。

室長：だから、その基準というのは、それは溶出でどれくらい超えたらということ。

住民：違いますよ。そんなこと言ってません。あのときは基準を超えたら取り除きますと。一ブロック、一ブロックして取り除きますという話あった。

住民：いやそれはいいんですけれども、覆土の話をしている。

室長：覆土について、よりよい原位置浄化策の話して恐縮でございますけれども、どの程度水入れるのかというのは、今後の検討に、もちろんまだ検討はあれなんですけれども、ある程度水を浸透させて、ある程度有害物と水を触れさせて、それを水処理施設で浄化するというのが、よりよい原位置浄化策の考え方ですね。だからそういう意味で申し上げているわけですけど。

住民：そんな都合の良い・・・

住民：ちょっと待ってください、緊急対策で、よりよい原位置浄化策・・・

住民：覆土の話・・・

住民：それはあきませんで。

住民：ザワザワ

住民：よりよい原位置浄化策なんてだれも認めていないのですから。よろしいですか。去年1年かかってほとんどの自治会で否定された案をこの場でしないでください。別の場でやりましょう。やるんだったら。

室長：はい。

住民：上田さんが説明するといつももめるんや。あんただまってなはれ。なあ。今日は井

口さんが説明してはるんやろ。違うの。なぜそれに対してね、上田さんが違うこと言ったり、なんであなた方5人が、ここに来るまでにレベルあわせして来ないのよ。いつも上田さんがごたごたごたごた言って、わけのわからんようになって時間ばかり過ぎる。あんたしゃべったらあかんわ。

住民：緊急対策の覆土工について今話しているんです。他の方も、いろいろ他に質問したい方がいっぱいおるんですけども、できるだけ押さえながら、調整しながら、われわれやっているつもりです。それを踏まえて覆土について話してもらいたい。

室長：うん、だからまず覆土については、鉛については鉛自体の検査で溶出していない。そういう中でああいう趣旨を取らせていただいたものです。

住民：今お宅が説明されたね。有害物質を除去するにはね、水をかけてやらないとあかんねやな。2回言わった、さっきから。それあんた保障できるの、それ。どんな有害物質がどのようにしてね、水をかけることによって、浸透することによってね、あの、その、なに？浄化施設ね、何がどう取れるのか。単純に、端的に言ってください。もう時間が無いんですから。もったいない。はよ言ってよ。

室長：あの処分場は、先ほども言いましたように、工業技術センターから水処理施設の方へ流れています。その水処理施設の浸透水は、あそこの沈砂池のところで受けています。その受けているところの、浸透水の井戸からはいろんな有害物質が出ておって、それを水処理施設で浄化するというので、考えております。だから混ぜて浸透水が有害物を含んでいるわけですね。だからそれを水処理施設で浄化して、きれいにしようという考え方でございます。

住民：それだけ？それだけ？今ね、シートのことを論じているのに、今のそんなことで納得さそとってるの、おたくは。今、上からの浸透水、シート張ろう、覆土しようというのは上からの問題やで。工業技術センターからの問題なの。それ自分がうまいこと回答していると思っではるの。どっちなの。

室長：よろしいですか。

住民：シートの問題、覆土の問題で、今のその説明で、ぼくらが納得できると思っではるのか。

室長：よろしいですか。処分場の全体の中で雨水も流れますね。雨水もそういう方向に流れますので、工業技術センターから水処理施設というのは方向を言ったものです。どこへ降っても、そういう形で流れるやろということで、全部が全部水処理施設に集まりませんが、今、緊急対策としてできるだけ水処理施設を使って、悪い浸透水を浄化しているという考え方を、今緊急対策の中でさせていただいております。



住民：だからシートで覆って、上からね、おてんとさんの方から降ってくる水だけを遮断して、工業技術センターからの水だけを処理したらよろしいやんかいな。今覆土の話からこの話になってますんやで。もったいない時間で。

室長：それで先ほども申しあげましたけれども、覆土については、土でやる場合とその他でやる場合については、次の説明会でもう一度きちんとした説明をさせていただきたいということで申しあげてますけれども。

住民：また、時間稼ぎして。あのシートがいくらかかるかはね、もう1日もあったら十分出来ますわ。一つのヒント。ねえ。ビニールハウスにするシート、安い安いね、6平米から8平米で300円くらいである。トラックにかけとかはるのは1平米1000円以上する。ねえ。これヒントや。もう明日中に仕事できますよ。経済的な効果や。すぐ出来ません。しなければいけません。

住民：是非あのシートでお願いしますよ。それでずっとお願いしているし、・・・

住民：経済的という言葉使わんとってください。

室長：あの、しゃべらせてもらってよろしいですか。あの今年の2月にですね、掘削しまして、あそこもう草が生えてきてシートが破れてきとるんです。

住民：安いシートやからや。

室長：だからそれが今、おっしゃっていただいた農業で使う、私も農業やっていますけれども、農業で使うシートかなと思っていますが、そういうものでは追いつきませんので。

住民：追いつかん、追いつかん。

室長：もう少し質の良いものにしないと、すぐにぼろがきてしまうという思いがございしますので、申し訳ないですけども、そのことも含めて、次の時にまた説明させていただきますので、この場ではご堪忍をいただきたいと思います。

住民：はい、では次回よろしくお願いします。とは言っても、この話は前にも皆してますのでね。同じ話を何度も何度も繰り返すということの無いようにお願いします。間違いなくお願いします。前回の回答書いただいていますから、それにもきちんと、説明しますのでね。

住民：前回の我々の主張を考えていただいて結論を出すと。

住民：同じことを繰り返さないように。はい、緊急対策について他ございませんでしょうか。

住民：水処理施設がなんかだめやというのは、何で分かったのですか。

副参事：中を専門のものが細かく調べて、部分的に運転してみて値を調べて、

住民：元々の性能値やったらいい訳ですか。

副参事：まあそうです、そうです。

住民：あれは、たしかCODと鉛とダイオキシンとかそういったものをやるためのものと違いました？

副参事：一応私もそういうふうに聞いてますけど、実際処理するのは、中にある粒子状のつぶつぶのものを沈めたり、こし取ったり、くっつけたりして取るというもので、今の地下水調査とかしてますと、有害物とかで問題になる濃度のやつなんかは、みな言ったら粒子状のものの中に含まれているというふうに考えていますので、あの水処理施設で、その粒子状のものを取ったたら十分、今回の場合、下水道の受け入れ基準ですけれども、それが満足出来るだけの水になる、能力があると考えています。

住民：考えてるわけですね。それだけですね。

住民：今ね、こう聞いてますというような、そんなええ加減なことね、事務の引き継ぎをやっとる訳？そんなええ加減なことあかんで。

副参事：いやあのちゃんと確認もしています。

住民：せっかく水処理やっても、えらいことやで。

室長：すいません。また怒られかもしれませんが、水処理施設は平成14年くらいやったと思いますが、その前に処理原水を測って、そして処理水を測って、その分析をしております。その中で確かに、今おっしゃったようにダイオキシンとCODと鉛が3つ出てるということで、その分以外にも受け入れには、井口が言いましたように受け入れ基準がございますので、今後動かすときには、処理原水の状況を調べて、そして処理して、処理後の水を調べて、それが受け入れ基準に合致するのか・・・。

住民：全部下水に流せるまで、取れるものかどうか。

室長：取れないようなものであれば、取れるようにする必要があります。

住民：する必要がありますって、どういうことや。

室長：平成 14 年のデータの中では、14 年当時にやってくれた地下水の処理水、処理前、処理後の地下水の中では出来ます。それで・・・

住民：調べたんですか。

室長：その当時、何項目か調べておりますので、それで処理出来るというふうに申し上げているわけですが。

住民：この修理は、今年度内ということなんですが、ダイオキシン、処分場の解体の循環には間に合うのですか。

副参事：それとは別で。

住民：ああ、それとは別でにつくるわけ。

住民：先ほどね、上田さんね、水処理施設で全体を網羅できないという言い方されてましたね。じゃあ浸透した地下水は全部網羅出来るわけ？それで。あのあなた方考えておられるのは全部網羅できるわけ？

室長：壁を作りますと処理できると。今の処理施設では少し足りません、能力が。

住民：ああ、そういうことやね。

室長：はい、そういうことです。

住民：上田さんね、処理施設を通して、下水道へ流さんならんほど、まだ汚染が取れないという。いかに元の汚染がきついかということですよ。本来ね、処理施設を通した水は、しっかりした処理施設であれば、公共用水へ放流できないかんですよ。それをまだ下水道に流す。それも下水道に流すのもまだ難しい段階である。どういうことですかそれは。もう早くね、有害物を出して、根本的な対策を早くやれということですよ。

室長：あの、水処理施設の水というのは、私ども公共用水域に流せるというふうに思うのですが、ただ、RD問題というのは非常に深刻な話であって、いろんな目に見えない被害がございます。そういう中でね、私どもはこの事業を進める上では、やはり下流域の方に迷惑をかけないように、公共下水道へ流すのが一番早く解決できる方策やと思います。その方法にのっとって、水質の問題云々ではなくって、早く解決していく。水処理施設を早く動かしたいという中で、公共下水へ流させていただくというふうに考えている訳でございます。

住民：あの専門家にちょっと聞いたのですけれども、まあ有機質ならばね、公共下水道に流しても、処理できるらしいですけれども、無機質が流れ込んでくるというような状況

であれば非常に難しいのと違うかということを知りたいです。まあ、その辺は放流できない規制があって、それをクリア出来なければ放流できないから、私ら素人が云々することではないと思いますけれども。どうなんですか。

室長：私ども受け入れ基準をクリアしないものを下水に流すということはできません。

住民：うん、出来ない。

室長：で、下水に流せるようにきちんとしたものを作っていく必要があると思ってます。

住民：そう言ったって、せんならんから、分かってたからそういう計画出さしたんでしょ、これ。今更きちんとやっていくというのでは遅いのと違いますか。

室長：あの、そういう質問があったので答えさせていただきまして、時期の問題についてはもっと早くからということで、県としてもRD社に水処理施設を作らせて、そしてきちんとしていけど、こういう指導を過去してまいりました。

住民：そうじゃなくて、今のタイミングで緊急対策ということで、使えるということを踏まえた上でこの緊急対策を決めていただいて、予算も取っていただいたんでしょ。それが今になって、いやこれ使えません、だいが古くなってましたって、そやったら、直せばまた何か出てきますやん。

住民：まあ、しっかりお願いします。

室長：また。怒られるかもしれませんが。

住民：きちんと直して。

住民：修理にどれくらいかかるんですか。

部長：これから早い段階でかかりますが、ようは能力が落ちていきますのでね、ちょっと今計算させていただきます。

住民：ええっと次に進みたいんですけどもよろしいでしょうか。次お願いします。ちょっと時間が来ていますので、ちょっとお互いスピードアップしてやりましょう。

副参事：あの、次「今後のスケジュール」ということですが、これは先ほどからお話していることの繰り返しになってしまいますので、もう簡単にしますけれども、焼却施設の撤去についてはですね、今日、連絡会の方に説明させていただいて、あと近い自治会にもさせていただいて、出来るだけ早く入札手続ですとかやって、ここに書いてますのは12月頭からになっていますが、12月の出来るだけ早いうちに契約して、年明け

くらいから現地で工事出来るような形で進めさせていただきたいので、協力の方をよろしくお願ひしたいと思っております。それ以外の先ほどから出ております覆土ですとか、水処理施設等の設計につきましても、もうすぐ固まりますので、関係自治会の方だとか、連絡会の方とも調整させていただいて、また説明会の方をさせていただく、というふうに考えております。焼却施設の説明につきましては、もう一回業者が決まってから、地元説明会ということでさせていただいて、そこでは非常に具体的な細かい話がさせていただけるかなと思っております。このような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

住民：質問ございますでしょうか。

住民：すみません。業者さんが決まったら、情報公開の開示の仕方を、ちょっと詰めた話をさせていただくのは、説明会の前に、そういう話し合いの場を持っていた方がいいんですね？

副参事：情報公開というのは？

住民：情報公開というか、先ほどから出てる、透明性の確保ということで、どう作業を・・・。

副参事：そうですね、どのタイミングでというのは、先ほどちょっと説明会の前後くらいかなと。ある程度やり方をそこそこ固めて、うちが案を示せるくらいになったところで、相談させてもらうということになるかと思ひます。

住民：そういうことは県から言っていただけということですね。

副参事：それは、ええ。

住民：他にございませんか。はい、では「その他」お願ひします。

副参事：これで。

住民：はい、これで一応終わりなんですけど、言い残されてここで一言という方がおられましたら。言い残しがありましたら。まとめていただいても結構です。

住民：まとめるんじゃないのですけれども、今年の2月にね、緊急対策の予算を組まれてから、緊急対策だけが視野に入っているように思ひますよ。来年度は恒久対策をやられるんでしょ。抜本対策をやられるんでしょ。その辺の計画はどうなってるんですか。

室長：今、予算の時期でございます。で、今年の2月に琵琶湖環境部として、よりよい原位置浄化策について予算要求をさせていただきまして、そして見送ったという経緯がご

ざいまして、今予算要求の時期でございますけれども、私ども対策室として、ある程度計算をしておりますけれども、要求するということについての、まだその状況に今無いなというふうに思っています。というのは、あくまでもどういう対策を打っていくんだということが、やはり周辺 7 自治会の皆さんと、ある程度合意をしていく上で、いろんなものの要求でないと、私どもが要求したものは何について要求したんやというふうな話になってしまって、空中分解するわけでございます、今の段階では、いろんなことを思いながら考えておりますが、私ども少し要求する段階にないなというふうに考えております。

住民：では、その前段階として、予算要求する前段階としての、対策案はどう考えておられますか。いつまでに作らなきゃいけないか。まず案をですね。それはもうずっと原位置浄化策だけで考えていらっしゃるんですか。

室長：いろいろご意見があるんですが、周辺 6 自治会で、いろんなことをお考えいただいています。そういうものをお聞かせいただいた上で、県としてどういう考え方をするかという時期がこない、なかなか無理かなと、難しいというふうに思っています。

部長：ちょっと私の方から補足になるかと思っておりますけれども、今の段階で今上田が申しあげたとおりだと私も思います。少なくとも今県はよりよい原位置浄化策という、今年は計上せずに、最終的には降ろしたのですけれども、その中で、今度出すときにはですね、やはりきちんと住民の方と同意ができたですね、そういうものをですね、出していく。そしてそれをやっぱり県民の代表である議員の皆さんにですね、審査をしていただく。そうしないとですね、いったい何を出してきたのかということになりますので。そういう意味で、今私どもはよりよい原位置浄化策というところに立ちはいたしますけれども、それと経済的にもですね、技術的にも効率的にも同等のものが出てきたときにはですね、しっかりと真摯に受け止めて、我々としても柔軟に検討していく必要があるかなと。それは知事も何度も申しております。そういうような手続を踏んで、今どの地点にいるかというと分かりませんが、かなり入り口の所にはないかなと。その時点で当初予算要求は 11 月の下旬に一応締め切りが来ますので、その時点で、今日から数えて、仮に 2 週間、3 週間という中で対策工が急転直下折り合うというところも、今なかなかその時点では無いだろうということを考えますと、先ほど上田の申したような形に、現時点ではなるかと思っております。やはり前回のような形に、今回出すときには、やっぱりなつてはならんと。それは県民の皆さんに対してもそういうふうに思いますので、そういう中で、やはり予算というものをやるに当たってですね、その前段の話し合い。恒久対策についての話し合いをやはり継続していかなければならんと。その中で、皆様方の方にいろんな考え方を、ご呈示をお願いしている部分もありますので、そういうところをすりあわせして行ってですね。やはり今度出すものは、そういうものでなけりゃいかんだろうというのが、今私どもの部としての思いでございます。

住民：他、ございませんか。■■■■さんどうですか。先ほど話止めましたので。最後にしたいと思います。

住民：はい、あのね、ええっとね、中外テクノスさん。あの、この焼却炉の解体は、これはお宅が担当しやはったんやね。見積もりとか内容とかね、先ほど答えてくださった部分についてもね。これ撤去はいくらかかるんですか。

コンサル：一応、この予算の中では8500万です。

住民：ああ、書いていますね。改めて聞いてみたまでです。それからその中身がさっき言うような処理の仕方ですね。私も言った限りは、こんなみみっちい考え方ではありませんけども、さっき申し上げたそういうことも考えながら、最終はね、サンドプラスをサンドでたたいて仕上げてても良いのでね、ちょっとよう考えてください。あまり思いこんで仕事をせんように。フレキシブルな頭をもって。あなたの商売がもっとようなるかも分からん。いや、ほんまやで。

住民：はい、よろしいですか。最後にしたいのですけれども、          さんどうですか。その他ということ。

住民：あの、恒久対策についてですけど、あの、政権が代わりましてですね、特措法の延長の可能性が出てきたと。このように皆さんおっしゃるのですが、県の方はどのようにお考えで、県庁にかけてですね、やはり根本的な対策工を変えてもらわないかん。いわゆる今の緊急対策が恒久対策に変わるようなことではいかん。今日も引き延ばし作戦みたいなことで、住民さんが話をしててもですね、どうも結論を出そうとされない県の姿勢を見ておりますと、もっとちゃんとした姿勢を見せてもらって、早く、口では住民の合意と納得を最優先するようなことをおっしゃってますが、県は原位置浄化策にこだわっておられる。それをね、やはりね、きちんと話し合いするんだったらば、それを白紙に戻して話し合いしなければ、話し合いにならんじゃないですか。それを当初から私たちは6自治会でも申し上げているわけですけども、その姿勢を崩さない。それでは話にならんと思うんですけども。今まあ恒久対策についても、継続して話し合いをしなくちゃいけないと部長おっしゃったが、その辺の県の姿勢はどうなんですか。最終的に県として考えていることはあるんですか。

部長：特措法の延長についてですね、やはり、確たることはまだ分かりません。県としても、要望していきます。政権が変わったことによる影響というものも、もちろんあるかと思いますが、少なくとも私どもとしましてはですね、今の時点で特措法の期限が迫る中で、対策工をですね、持ち込んでも後ろが出てしまう可能性がある。そういうことで、まずまとめて、そしてそれが、その工期が、今の特措法の後ろを破れるようなことが非常に高い、蓋然性が高い訳で、これは是非とも延ばしていただきたいということを申し上げております。そういう中でまず、特措法の延長を先に考えて、それからゆっくり考えようというのは逆でありまして、今の早くまとめて、持って行っても後ろが出てしまうのであれば、我々訴えかけていき、それを受け止めていただけていると思っています。現在の環境省にですね。それとまあ、原位置浄化策を白紙に戻してということをよく言

われます。私ども昨年の段階で、原位置浄化策を出して、意見照会をし、住民の合意と納得が得られなかったということで降ろしました。これが県としてのその時の総括です。住民との合意を優先したということでの総括を、その予算を降ろすという行為で示したわけですし、それについては変わっておりません。そこで、今度は逆にそれを問うために、今いろんな手続が必要になっている。そういう意味で去年とは逆の状況が起こっている。予算がなかなか今の段階では積みにくい状況になっている。それは一定逆に裏返して仕方がないところもございませぬ。それで良いとは思っていません。そういう意味で、決して引き延ばしを考えているということは毛頭ありません。これは何度も私申しあげておりますが、ただ原位置浄化策を県は捨てるという話がありますけれども、少なくとも県は今のところその案に立っております。それは、県がよって立つ案が無いというのは無責任ではないかということも一つ言えますし、その上で皆さんが考えていただくであろう、そういう案があればですね、それと比較対象となる一つの物差しと申しませうか。そういう意味で私どもは、そういうものが出てきたら柔軟に対応していくということも知事も申しておりますので、少なくとも今の緊急対策で事足りると思っておりますね、それで幕を引くというようなつもりはありません。次の恒久対策をどうするかということですね、話し合っていきたい。今も話し合っているということでございませぬ。そういうところではどうか押さえていただきたいと思いますし、私たちの思いは変わりませぬ。

住民：はい。あのね、効果的でなかったら意味が無いんです。まず一番に効果的でないと。経済性もあるかもしれんけども、それでも効果的でなければ。それがなかったら、やっていることは全部無意味です。だから特措法が延長されようがされまいが、この運動が終わることはないんです。そんなね、延長されなかったからといってね、ほっとける問題ではない。これは続くんです。だから、そういうことを待っているのじゃなくて、もっともっと前に進むように話してほしい。だからもっと、さっきの覆土の問題一つとってもそうですわ。ずっと反対している。でも未だに出してくる。よりよい原位置浄化策、それだって同じように出してくる。何にも私どもと話し合おうという姿勢ではないんです。まずそこをね、一番に考えてほしい。それが一番です。

住民：はい。他にございませぬか。これで終わりたいんですけれども。はい、ほんなら終わらせていただきます。遅くまでありがとうございました。

以上